

男女雇用機会均等対策基本方針

平成12年7月

労 働 省

男女雇用機会均等対策基本方針

目 次

はじめに	1
第1 女性労働者の職業生活の動向	2
1 女性労働者を取り巻く経済社会の動向	2
2 女性労働者の職業の動向	2
(1) 女性雇用の動向	2
イ 女性労働力の量的変化	
ロ 女性労働力の質的变化	
ハ 失業の状況	
ニ 労働力需給の見通し	
ホ 労働条件	
(2) 企業の雇用管理と女性労働者	5
イ 男女雇用機会均等法の定着状況と法改正の影響	
ロ 母性保護の状況	
ハ 育児・介護休業制度の定着状況等	
ニ パートタイム労働者の雇用管理改善等の状況	
ホ 企業の雇用管理の変化と女性活用	
(3) 女性労働者の意識の変化と就業パターン	8
第2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする 施策の基本となるべき事項	10
1 施策についての基本的考え方	10
2 具体的施策	10
(1) 男女雇用機会均等確保対策の推進	10
イ 男女雇用機会均等法の履行の確保	
ロ 女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進	
ハ セクシュアルハラスメント防止対策の推進	
ニ 実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等についての幅広い検討	
(2) 母性健康管理対策の推進	14
(3) 仕事と育児・介護との両立支援の促進	14
イ 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実	
ロ 介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等	
ハ 仕事と育児・介護の両立を容易にするための職場環境づくりの促進	
ニ 地域等における支援サービスの充実	

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた女性の能力発揮の促進	16
イ パートタイム労働対策	
ロ 在宅ワーク対策	
(5) 女性の能力発揮促進のための援助	18
イ 女子学生等の適切な進路選択、職業選択の促進	
ロ 在職中の女性に対する能力開発等の支援	
ハ 育児・介護等により退職した女性に対する支援	
ニ 再就職に向けた支援	
ホ 起業支援	
(6) 男女均等の確保のための条件整備	20
イ 個別紛争解決援助制度の拡充の検討	
ロ 税制、社会保障制度等の在り方に関する検討	
(7) 行政推進体制の充実、強化	20

男女雇用機会均等対策基本方針

はじめに

平成 9 年 6 月、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」（以下「改正均等法」という。）が成立し、平成 11 年 4 月から施行された。これにより、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（以下「旧均等法」という。）においては事業主の努力義務とされていた募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性労働者に対する差別が禁止され、また、ポジティブ・アクションの促進、セクシュアルハラスメントの防止といった新たな課題に対応するための規定が設けられるとともに、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制の解消、母性保護に関する措置の充実等が図られている。

また、同じく平成 11 年 4 月の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の施行により、すべての事業所において、育児休業制度に加え介護休業制度が義務化されており、これらの法的整備により、雇用均等行政は新たな段階を迎えたものと言うことができる。

加えて、平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会基本法が成立、施行され、男女共同参画社会の形成に向けた国、地方公共団体の責務が定められるとともに、家族を構成する男女が家庭生活における活動と他の活動を両立できるようにすることの重要性が明記されたところであり、職場や家庭における男女共同参画の実現、また男女とも生涯を通し、仕事と家庭とを両立し、充実した生活を営むことの重要性に対する社会の認識は格段に高まってきている。

この男女雇用機会均等対策基本方針は、こうした中で、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）第 4 条に基づき初めて策定する方針となる。本方針においては、女性労働者を取り巻く環境の変化や、関連する施策の進捗状況等を踏まえつつ、女性労働者の職業生活の動向に関する事項を明らかにするとともに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本的方向を示すこととする。

なお、本方針の運営期間は、平成 12 年度から平成 16 年度までの 5 年間とする。

第1 女性労働者の職業生活の動向

1 女性労働者を取り巻く経済社会の動向

我が国の経済社会は現在大きな転換期に当たっている。経済は成熟期を迎え、今後の経済成長については、中長期的にバブル崩壊前のような高い実質経済成長率を期待することはできない状況にある。また、技術革新、中でもコンピュータ、データ通信等の情報技術の導入・活用による情報化の進展、経済社会のグローバル化、規制改革の推進は、我が国の産業構造を変化させるとともに、国際競争を激化させることが見込まれている。さらに、我が国の高齢化は世界に例を見ない速度で急速に進むと同時に、出生率の継続的な低下による少子化も進行しており、今後10年のうちに人口が減少に転じることが見込まれている。

このような構造的な変化に加え、平成9年度、10年度の実質経済成長率は2年連続でマイナス成長となるなど景気は低迷し、11年度に入ってからはやや改善しているが、雇用情勢は依然厳しい状況が続いている。

こうした現下の雇用情勢は、企業が女性の活用を進めるに際し、厳しい環境となっている。しかしながら、今後、労働力人口は、人口の減少及び年齢構成の高齢化による労働力率の低下により、2005年以降減少するものと見込まれている。こうした労働力人口の減少が目前に迫っていることを考慮すると、企業経営や我が国経済の持続的発展、ひいては国民全体が豊かで質の高い生活を享受するために、女性の能力発揮を促進し、生涯にわたり充実した職業生活を送ることができるようにすることは、喫緊の課題となっている。

2 女性労働者の職業の動向

(1) 女性雇用の動向

イ 女性労働力の量的変化

女性の労働力人口は増加傾向にあるが、厳しい雇用情勢の中で、平成11年にはわずかながら前年に比べ減少し、2,755万人となった。また、女性労働力率は平成2年以降50%を超える水準で推移していたが、平成11年には10年ぶりに50%を下回った。

女性の年齢階級別の労働力率のM字型カーブについては、全体が上方にシフトしてきているが、最近においては、上昇幅は特に25-29歳層で大きく、M字型の谷にあたる30-34歳層では比較的小幅にとどまっている。年齢階級別の労働力率を未婚

・有配偶に分けてみると、未婚者については、どの年齢層においても上昇しており、特に30歳台において上昇幅が大きいのに対し、有配偶者では20歳台後半と40歳台後半以降の年齢層で上昇しているものの、30歳台から40歳台前半の年齢層についてはほとんど変化していない。

女性労働者の中でも特に増加の大きいのが雇用者であり、平成11年には女性労働者の約8割が雇用者となっている。同時に、雇用者全体に占める女性比率も上昇傾向にあり、約4割を占めるに至っている。

ロ 女性労働力の質的变化

女性労働者は、量的に増大するのみならず、質的にも変化している。女性雇用者の勤続年数は伸長する傾向にあり、同一企業における勤続年数が平均で8年余りとなっている。また、女性雇用者の約3割が10年以上の長期勤続者となっている。

また、女性雇用者のうち、有配偶者が6割弱を占めており、子どものいる世帯においても、母親のうち半数以上が就業者である。ただし、末子の年齢が3歳以下の世帯の母親についてみると、就業者率は3割弱にとどまっており、この水準は近年変化していない。

さらに、女性の進学率の高まり、高学歴女性の就職率の上昇を背景に、女性雇用者の高学歴化が進んでいる。女性の新規学卒就職者の学歴別構成比は、高卒、短大卒が減少する一方、大卒は増加している。平成11年3月卒では、大卒(33.4%)が短大卒(30.3%)を上回り、大卒と短大卒を合わせると6割にのぼっている。

就業形態については、一層の多様化が進んでおり、女性雇用者のうち、パートタイム労働者を中心とした非正規雇用者の割合は45%に達している。中でも、パートタイム労働者の増加が顕著であり、週間就業時間35時間未満の非農林業雇用者数は、平成11年には、1,138万人(雇用者総数の21.8%)、そのうち女性は773万人(短時間雇用者総数の67.9%、女性雇用者総数の37.4%)となっている。また、派遣労働者も、全体の雇用者に占める割合は低いものの、近年、増加を続けており、その7割強が女性となっている。

また、産業別の女性雇用者の構成比は、「製造業」で大きく減少している一方、「サービス業」、「卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業」等で増加している。職業別には「技能工、製造・建設作業員」で大きく減少している一方、「専門的・技術的職業従事者」等で増加している。

ハ 失業の状況

失業については、経済の動向を受けて、男女とも平成10年以降完全失業率は急速に上昇し、平成11年には4.7%となっており、特に非自発的理由による離職失業者が高水準となっている。また、新規学卒者の就職についても、近年男女とも厳しい状況にあるが、特に女子は、平成11年3月末卒の就職率は、大卒89.2%、短大卒88.4%、高卒95.9%にとどまるなど、男子の大卒93.2%、高卒97.7%と比較しても更に厳しい状況となっている。特に、女性については、従来、離職した場合にあきらかに非労働力化するという行動パターン（就業意欲喪失効果）がみられ、特に景気後退期にはその効果が大きくなる傾向がみられたが、長期的にみて、この効果が景気後退期も含めて全般的に低下する傾向にあり、女性の完全失業率を押し上げる一因となっている。

ニ 労働力需給の見通し

労働力率については、今後人口構成の変化等により全体としては低下していくことが見込まれる。また、労働力人口は、1999年の6,779万人から2005年までに約80万人増加し、その後2010年までに約120万人減少するものと見込まれる。

このうち、女性についてみると年齢階級別の労働力率は、晩婚化、未婚率の上昇等を背景に、ほとんどの年齢層で上昇することが見込まれている。また、労働力人口は、1999年の2,755万人から2005年までに約20万人増加し、その後2010年までに約30万人減少するものと見込まれる。

ホ 労働条件

男女の平均賃金の差は、年々縮小傾向にあり、平成11年には、男性の所定内給与額100に対する女性の割合は、64.6%となっている。この格差は、職務（職種、職階）、勤続年数、学歴構成が男女間で異なること等によるところが大きいと考えられるが、近年、女性の勤続年数の伸長により、勤続年数の違いによる格差は徐々に縮小している一方、職階の違いはそれ程には縮まっていないために、職階の違いによる格差はほとんど変わっていないものとみられる。こうした状況を反映し、我が国の男女の平均賃金の差は、欧州諸国と比べるといまだ大きくなっている。

労働時間については、労働者一人平均年間総実労働時間は男女とも着実に減少し、平成11年には、女性労働者一人平均の年間総実労働時間は1,631時間となっている。特に、女性労働者の労働時間の短縮については、フルタイム労働者の労働時間の短

縮に加え、パートタイム労働者の増加の影響もあるものと考えられる。

(2) 企業の雇用管理と女性労働者

イ 男女雇用機会均等法の定着状況と法改正の影響

昭和61年に旧均等法が施行されて以来十数年が経過し、社会一般あるいは企業の女性労働者に対する意識は大きく変化している。企業における雇用管理についても、制度の面での男女均等取扱いは徐々に浸透してきており、また、平成11年4月から、募集・採用から退職に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性への差別取扱いを禁止した改正均等法が施行された後は、求人（募集）は男女不問に切り替わった。同時に、労働基準法の改正により女性の時間外・休日労働、深夜業の規制が解消されたことを受け、深夜の時間帯を含む交替制勤務への女性の配置等の職域拡大が大企業を中心にみられる。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢の影響もあり、依然として採用選考の段階で女子学生に不利な取扱いがみられ、また、管理職に就く女性の比率は未だ低く、近年足踏みの状態となっているほか、妊娠・出産等を理由とした解雇や、退職・解雇に関し女性に対して男性と異なる取扱いをする事例がみられるなど、実態面の改善には遅れがみられる。

男女雇用機会均等法等に係る全国の雇用均等室への相談は、近年増加傾向にあり、特に改正均等法施行後は、事業主からの相談に比べ女性労働者からの相談の割合が高くなっている。

改正均等法によって一方申請により開始が可能になった機会均等調停委員会による調停については、平成11年度の1年間で31件（6社）の申請がみられる。申請内容については、昇進・昇格に関する事案が多く、その他は解雇、配置に関する事案となっている。

改正均等法によりセクシュアルハラスメントの防止についての事業主の配慮義務が設けられ、雇用管理上の配慮が求められている「方針の明確化と周知・啓発」、「相談・苦情への対応」、「事後の迅速かつ適切な対応」の3項目について、すべてに対応している企業は従業員1,000人以上規模では7割に達しているものの、中小・零細企業では取組に遅れがみられる。

また、改正均等法により、制度上の男女均等の確保にとどまらず、過去の経緯や固定的な意識から生じている男女労働者の間の事実上の格差を解消するため、企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）に対する国の援助規定が設けられ、大企

業やグローバルな事業展開が進んでいる企業等を中心に、女性管理職の登用に関する目標設定、女性が就いていなかった職種への配置のための女性に対する特別研修の実施等の具体的な取組がみられ始めているが、全体としては、ポジティブ・アクションの概念や必要性が十分に認識されていない状況にある。

ロ 母性保護の状況

妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置の状況についてみると、これらの措置が事業主に対する努力義務であった平成9年には、通院休暇制度を有する事業所は17.2%、妊婦の通勤緩和措置の制度を有する事業所は11.8%、妊娠障害休暇制度を有する事業所は7.7%などとなっていたが、改正均等法により、平成10年4月からは、事業主による女性労働者の妊娠中及び出産後の母性健康管理の措置、すなわち①健康診査等の受診のための時間の確保、②妊娠中の通勤緩和、③妊娠中の休憩時間に関する措置、④妊娠中及び出産後における症状等に対応する措置が義務化されている。

妊娠した女性労働者のうち、妊娠又は出産により退職した者は平成9年には19.0%で、この割合は長期的にみて低下傾向にある。

ハ 育児・介護休業制度の定着状況等

育児休業制度については、平成3年の育児休業等に関する法律の制定により、平成4年度から30人を超える事業所で、平成7年度からはすべての事業所で義務化された。また、育児休業中の経済的支援措置として、雇用保険の育児休業給付制度が平成7年から設けられている。さらに、育児休業期間中の被保険者本人負担分の社会保険料が平成7年度から免除されている。こうした中で、育児休業取得に対する企業あるいは社会全体の認識は高まってきている。なお、平成8年には、出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合は44.5%となっており、育児休業取得者の男女割合は、女性99.2%、男性0.8%となっている。また、育児休業を取得しなかった理由としては、「職場の雰囲気や仕事の状況から」、「経済的なことから」等が多くなっている。

介護休業制度については、平成7年の育児・介護休業法への改正により、同年10月からの努力義務期間を経て、平成11年度から義務化されている。併せて、同年度から介護休業中の介護休業給付制度が設けられている。なお、平成8年の時点で、介護休業制度のある事業所の割合は23.2%となっており、介護休業取得者の男女割

合は、女性 81.3%、男性 18.7%となっている。

ニ パートタイム労働者の雇用管理改善等の状況

サービス経済化の進展や就業意識の多様化等を背景に、パートタイム労働者数は増加傾向にあり、就業の状況についても、近年、専門的・技術的職業従事者や役職者が増加しつつあるなどその職域が拡大・多様化するとともに、勤続年数についても長期化の傾向がみられる。

また、パートタイム労働者の1日の平均所定内実労働時間と月間の平均実労働日数は、女性 5.5 時間、19.4 日、男性 5.9 時間、17.3 日、1 時間当たりの平均所定内給与額は、女性 887 円、男性 1,025 円となっている。なお、パートタイム労働者と一般労働者の時間当たり賃金の差は、平成 10 年にはやや縮小したものの、近年拡大傾向にある。

パートタイム労働者の雇用管理の改善については、平成 5 年に施行された「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。）及び同法に基づく指針に沿って指導を行っているところであるが、労働条件をめぐるトラブルの防止、通常の労働者との均衡を考慮した処遇・労働条件の確保、パートタイム労働者の就業実態に応じた合理的な雇用管理の確保、いわゆる就業調整の問題等が課題となっている。

ホ 企業の雇用管理の変化と女性活用

経済の成熟化、グローバル化、技術革新の進展、少子・高齢化の進行等の経済社会の変化に伴い、企業では、人事・処遇制度を年功重視から能力・成果重視へ見直す動きがみられる。こうした能力・成果重視への見直しについては、性差ではなく個人差に重点を置いた人事・処遇制度の浸透につながれば、男女均等取扱いの推進にとっては好ましい影響を与えと考えられる。

また、長期継続雇用のフルタイム型の労働者だけでなく、仕事内容に応じて、パートタイム労働者、中途採用、派遣・契約社員等の多様なタイプの人材を活用しようとする動きがみられ、これは、女性の働き方の選択肢の拡大につながっている。同時に、単純・定型的業務を中心に、一般労働者の雇用の増加を抑制しつつ、パートタイム労働者の雇用を増加させる動きも一部にはみられる。こうした多様な人材を活用しようとする動きの中で、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることが重要な課題となっている。

同時に、産業・職業構造の変化やコンピュータ、情報通信機器の普及等により、事務職求人は減少しており、女性の求職ニーズとのミスマッチの拡大を防止することが必要となっている。

コース別雇用管理制度は、昭和61年の旧均等法の施行前後に、それまでの男女別の雇用管理制度を改め、総合職、一般職のコースを設定し、コースごとの処遇を行うシステムとして導入され、その後大企業を中心に導入が進み、最近においては中堅企業へも拡大をみせている。一方、事実上の男女別雇用管理として機能している事例や、一般職の勤続年数の長期化に伴い、コース区分の合理性や、コース間の処遇の格差について本人の納得を得られない事例、総合職への転換制度はあるものの実際の転換が円滑に進んでいない事例等がみられる中で、コース別雇用管理を廃止する企業もみられる。

(3) 女性労働者の意識の変化と就業パターン

女性の労働力率はすべての年齢層において上昇傾向にあり、生涯にわたり女性の仕事との関わり方は大きくなっている。職業選択に当たり、長期的なキャリアプランにたって、専門的な分野や、女性向きといわれる職業にとらわれず新たな分野にチャレンジしようとする女性が増えるとともに、進路選択の段階から、社会科学、理工系を専攻分野として選択する女性も増えている。また、希望する仕事への就職、転職、キャリアアップを目指した資格取得や教育訓練の受講も多くみられる。

女性の働き方に対し依然として大きな影響を与えている結婚、出産の状況をみると、全体的には、晩婚化とともに、生涯未婚率の上昇、子どもを持たない者の増加等の傾向がみられる。また、結婚、出産、育児と職業を持つこととの関係についての女性の考え方をみると、「子どもができたなら職業をやめ大きくなったら再び持つ方がよい」とする考え方（再就職型）が依然最も多くなっているが、減少してきている。これに対し、「子どもができてみずっと職業を続ける方がよい」とする考え方（継続就業型）が大幅に増加しており、特に30歳台、40歳台の女性において、その傾向が顕著である。なお、職業を持たない方がよい、あるいは結婚や子どもができるまでに限定して、職業を持つ方がよいという考え方は少数になっている。

結婚、出産・育児を機に仕事を辞めた者について、その理由をみると、「時間的、体力的に困難」、「もともと退職するつもり」、「仕事に魅力がなかった」の順に多くなっている。このため、女性の就業継続を更に促進するためには、仕事と家庭が容易に両立できるような雇用環境の整備と併せ、長期的なキャリア展望を持つこと等

が重要な要因となるものと考えられる。

また、育児・家事等の家族的責任については、夫の家事関連時間は妻の有業、無業を問わず極めて短く、まだまだ妻に多くの負担がかかっている。若い世代については、わずかながら夫の家事関連時間が長くなる傾向にあるものの、共働きの妻の「仕事」時間と「家事関連」時間の合計時間は、夫や専業主婦のそれと比べても長く、このことが女性が仕事と育児を両立することを困難にしている一因であると考えられる。現在、男性の家事・育児等の負担が少ない背景には、労働時間の長さや、長く職場にいたことが評価されるような雰囲気等職場優先の組織風土等の問題が指摘されていることにも留意することが必要である。

さらに、再就職に当たっての問題点としては、家庭生活と両立できる雇用管理実施企業が少ない、子育て・介護の支援施設が少ない、再就職女性が能力をいかせる場が少ないなどを挙げる者が多くなっている。再就職の仕事を選ぶ際には、都合のよい勤務時間帯であるかどうかを重視する者が最も多く、次いで土日に休めること、仕事内容が自分の望むものであるかどうかを基準に置く者が多くなっている。中でも高学歴の女性については、仕事内容を重視する者が多いことが特徴となっている。

就業形態については、近年、特に女性について、パートタイム労働者、派遣労働者など非正規型の労働者の割合の増加が顕著であるが、就業形態の多様化は、勤務時間数・勤務時間帯を重視する女性労働者のニーズに合った働き方を可能としている一方、正社員として働けないためにやむを得ずそうした働き方をしている女性も少なくないことに留意することが必要である。

第2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする 施策の基本となるべき事項

1 施策についての基本的考え方

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策は、「女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにする」という男女雇用機会均等法の基本的理念にのっとりて推進されるべきものである。

一方、経済の成熟化、グローバル化、技術革新の進展など、女性を取り巻く環境は変化している。そうした中で、企業においては、経営の効率化、事業環境の変化への機動的対応、競争力の強化等を目指して、人事・処遇制度を年功重視から能力・成果重視の方向へ見直す動きや、長期継続雇用型の労働者だけでなく、多様な人材を活用しようとする動きがみられる。また、少子・高齢化や核家族化の進行に伴い、企業においても、労働者の担う家族的責任に配慮した雇用管理が必要とされてきている。

上記の男女雇用機会均等法の基本的理念に沿って、実質的な男女均等を実現するためには、このような企業の動向も勘案しながら、性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の実現を図ることとともに、家族的責任を有する労働者が十分に能力を発揮できる仕組みや環境を整備すること、さらに、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることが必要であり、こうした条件が整備されて初めて女性が十分に能力を発揮できる社会の実現が可能となるものである。

こうした考え方に基づいて、本方針においては、男女雇用機会均等確保対策等を中心としつつ、仕事と育児・介護の両立支援対策、就業形態の多様化に対応した対策等を定め、国は、これらの対策の総合的な実施を推進することとする。

2 具体的施策

(1) 男女雇用機会均等確保対策の推進

女性労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは重要な課題であるが、企業の雇用管理においては、制度面での男女均等取扱いについての改善はみられるものの、中小企業を中心に、いまだ男女雇用機会均等法の趣旨の浸透が十分ではない。また、採用、配置、昇進等における実態面で課題も多い。

このため、改正均等法により、募集・採用から退職に至るまでのすべての雇用管

理における女性に対する差別が禁止されたことを踏まえ、積極的な行政指導により男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、企業のポジティブ・アクションを促進するための施策を積極的に展開することにより、実質的な男女の均等確保の実現を目指すこととする。

イ 男女雇用機会均等法の履行の確保

男女雇用機会均等法の履行状況、男女の採用、配置、昇進等の状況について十分な実態把握を行った上で、業種、規模等の実情に応じた積極的な行政指導を実施し、男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては是正指導を行うとともに採用、配置、昇進等における男女間の格差の大きい企業に対しては、その原因の分析、問題点の把握のための助言とともに、問題の改善に向け、選考基準、昇進・昇格基準の明確化等の具体的取組に関する助言を行う。特に、改正均等法により、女性のみの採用や配置が禁止されたことについて、周知を図る。また、派遣労働者についても、男女の均等取扱いの確保等の観点から、改正された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」及び同法に基づく指針に沿った取扱いが行われるよう、その周知を図る。

なお、行政指導に当たっては、助言、指導、勧告の各措置を厳正に講ずるとともに、更に改善がみられない場合には、企業名公表制度も念頭に置きつつ、粘り強く実施する。

また、コース等で区分した雇用管理については、事実上の男女別雇用管理とならないよう、男女の均等取扱いの確保等の観点から留意すべき事項について周知徹底を図るとともに、適正な運用に向けた的確な指導等を行う。

さらに、深夜業の規制解消に伴う女性労働者の就業環境の整備についても、指針に基づき指導等を行う。

一方、昇進、解雇等に係る男女均等取扱いに関する女性労働者からの相談が増加している。今後さらに、男女雇用機会均等法に基づく機会均等調停委員会制度等の個別紛争解決の援助が活用されるよう、労働組合、地方公共団体との連携を取りながら、女性労働者への男女雇用機会均等法の周知を図るとともに、引き続き企業に対する周知を併せて行う。また、都道府県労働局の設置に伴う雇用均等室の発足についての周知を図るほか、新たなメディアを活用した相談方法も取り入れるなど相談機能の強化を図る。

さらに、女子学生の就職問題については、企業における募集・採用状況や女子学

生の就職活動の状況の把握に努め、男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては是正指導を行う。状況把握に当たっては、大学の就職担当者との連絡を密にするとともに、インターネットによる女子学生からの相談及び採用活動における取扱いについての情報収集を行うなど、新たな手法の導入を図る。また、企業の人事・面接担当者等を対象に、男女雇用機会均等法に沿った男女均等な選考ルールについて、周知徹底を図る。

ロ 女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

実質的な男女均等を実現し、女性の能力を最大限いかすためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、従来の慣行や固定的な意識に根ざした雇用管理が見直されないまま繰り返されている実態から生じている男女労働者の間の事実上の格差を解消するための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）が不可欠であり、改正均等法により、企業のポジティブ・アクションに対する国の援助規定が設けられた。さらに、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が成立し、積極的改善措置を含めた、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を講ずることが政府全体の責務とされ、雇用の分野においても、男女の均等確保の観点から、より効果的なポジティブ・アクションの促進が求められている。しかしながら、現状においては、一部の企業において取組がみられるものの、多くの企業においては、ポジティブ・アクションの必要性が十分に認識されていない状況にある。そうした中で、ポジティブ・アクションの推進のためには、とりわけ経営トップの意識改革を図り、ポジティブ・アクションの重要性についての認識を高めていくことが重要である。

このため、ポジティブ・アクションの重要性について、それが人材の有効活用や経営の効率化にもつながるものであるという観点も含め、経営トップの理解と社内の中間管理職層も含めたコンセンサスづくりを促すとともに、女性の活用について積極的に取り組んでいる企業を均等推進企業として表彰すること等により、ポジティブ・アクションに対する国民的な機運の醸成を図る。

また、業種・業態ごとの実態に配慮しつつ、企業がポジティブ・アクションに取り組むための具体的なノウハウについて、好事例の収集を図りながら、地域ごとのセミナーの開催等により、普及を図る。

さらに、諸外国の取組事例を参考にしつつ、ポジティブ・アクションの推進のための取組を一層実効あるものとするための手法の検討を行う。

なお、以上のポジティブ・アクションの推進に当たっては、労使団体等との連携

を図るとともに、自主的にポジティブ・アクションの推進のための取組を行う労使団体等に対し、支援を行うことについて検討する。

ハ セクシュアルハラスメント防止対策の推進

男女雇用機会均等法にセクシュアルハラスメントの防止に関する事業主の配慮義務が設けられたことや、セクシュアルハラスメントに係る裁判例の増加等により、労使の意識の高まりがみられる中で、セクシュアルハラスメントに関する相談は増加傾向にあるが、中小・零細企業においては、取組に遅れがみられることから、事業主の認識を高め、防止対策の徹底を図っていく必要がある。また、防止対策は講じられていても、実際に個別の問題が生じた場合に適切な対応がなされていない企業もみられる。

このため、防止対策の必要性について、事業主の理解を深めるための周知啓発を図るとともに、男女雇用機会均等法で求められている措置を講じていない事業主に対しては、積極的な行政指導により措置の実施を求める。

また、防止対策のノウハウを持たない企業に対しては、効果的な具体的取組方法についての情報提供や相談への対応を引き続き積極的に行っていく。

さらに、企業においてセクシュアルハラスメントの問題が生じた場合に適切に対処できる専門的知識を持った人材の養成や、企業の相談窓口や担当者に対し、問題解決のためのアドバイスを行う仕組みの整備により、個別事案への適切な対処のための体制整備について支援を行う。

また、セクシュアルハラスメントによって、女性労働者が深刻な精神的苦痛を受けているケースや、結果的に退職を余儀なくされるケースもみられることから、専門的な知識、技術を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーの設置・活用等により、女性労働者に対する相談体制の充実を図るとともに、個別事案が生じた場合の適切な対処について企業に対する助言を行う。

ニ 実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等についての幅広い検討

いわゆる間接差別については、どのようなケースが差別となるのかについて、コンセンサス形成のための十分な議論が必要であり、諸外国の施策や判例の動向、事例の収集に努め、引き続き検討を行う。

また、現行の男女雇用機会均等法は、我が国の実態においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保という観点から問題となるのは女性に対する

差別であることにかんがみ、女性に対する差別を禁止するものとなっている。男女雇用機会均等法の施行状況や男女共同参画社会の形成に向けた国、地方公共団体の施策の実施状況を始めとする様々な社会的動向等もみながら、男女双方に対する差別を禁止する法制度を含め、実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策について幅広い検討を行う。

(2) 母性健康管理対策の推進

職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、少子化への対応、さらには生涯を通じた女性の健康確保の観点からも重要な課題である。特に、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける者が増加していることにかんがみ、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備することが重要である。

このため、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、その周知徹底を図るとともに、事業所の規模等に応じた母性健康管理体制の整備に対する支援、相談、情報提供体制の充実を図る。また、関係機関とりわけ市町村等の母子保健対策実施機関との効果的な連携方策を検討する。

なお、女性特有の健康状況に応じた相談・情報提供などの生涯を通じた女性の健康支援施策との連携についても留意する。

さらに、妊娠、出産を理由として、雇用管理面で不利益な取扱いを受けることのないよう企業の望ましい雇用管理の在り方やそのための環境整備に向けての方策等について、検討を行う。

(3) 仕事と育児・介護との両立支援の促進

少子・高齢化、核家族化等が進展する中で、労働者が仕事と育児・介護を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにすることは、大きな課題である。このことは、女性が育児・介護責任をより重く負っている現状にかんがみると、雇用の分野における実質的な男女の機会均等の実現のためにも重要である。

特に、少子化の進行の中で、仕事と子育てを容易に両立できるようにすることは、我が国の経済社会の活力を維持する上でも、労働者が安心して子どもを産み育てることができる社会を形成していく上でも喫緊の課題である。

また、仕事と育児・介護との両立支援を促進していくに当たっては、今後、男女労働者ともに様々な生活、家庭事情を有するようになると考えられることを踏まえ、こうした労働者が最大限に能力を発揮できる社会の実現に向け、男女労働者、企業及び社会全体が応分に負担する仕組みを構築することが必要である。さらに、両立支援を効果的に推進するためには、保育サービス、介護サービス等関連する社会的サービスとの連携を十分に図るとともに、就業形態の多様化や労働者の意識の変化等に即した施策を展開することが重要である。

以上の観点から、仕事と育児・介護との両立の促進に向けた制度の定着促進・充実、職場環境づくり等に向け、次の施策を推進する。

イ 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実

男女労働者ともに、希望すれば育児休業を取得できるよう、制度の周知徹底を図るとともに、企業における育児休業制度の定着に向けた指導を行う。また、育児のための勤務時間短縮等の措置や育児を行う労働者の深夜業を制限する制度等の周知、定着を図る。

さらに、仕事と子育ての両立の促進に向け、子育てを行う男女労働者の時間外労働が長時間にわたる場合に時間外労働の免除を請求することができる制度に関し検討を行うとともに、併せて、育児休業から復帰後の職務や処遇の在り方、短時間勤務制度等子育てに配慮した勤務時間に関する制度、子どもの看護のための休暇制度の在り方等について検討を行う。

ロ 介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等

高齢化の進展等に伴い、男女労働者の仕事と家庭の両立にとって、家族の介護は子どもの養育と並んで重要な問題である。このため、平成 11 年 4 月より施行されている育児・介護休業法に基づく介護休業制度や介護のための勤務時間短縮等の措置等について周知徹底を図るとともに、企業における介護休業制度等に係る規定の整備の徹底に向けた指導を行い、その定着を図る。

さらに、育児・介護休業法の施行状況や介護の実態等の的確な把握、分析に努め、その結果も踏まえ、家族を介護する労働者の福祉の増進の観点から制度について総合的な検討を行う。

ハ 仕事と育児・介護の両立を容易にするための職場環境づくりの促進

仕事と育児・介護の両立が図られるためには、イ、ロの施策のほか、女性だけでなく男性も含め、育児・介護休業を取得しやすく、また、就業しつつ子どもの養育や家族の介護を行いやすい職場環境づくりを促進することにより、男女労働者とも育児・介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることが重要である。

このため、固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の組織風土の是正に向けて、広く意識啓発のための広報活動を実施するとともに、各種助成措置の効果的な活用を図る等により、仕事と育児・介護の両立に向けた労使の取組を支援する。

また、仕事と育児・介護との両立が図られるよう、短時間勤務、在宅勤務等柔軟な働き方の普及促進等を行うとともに、年間総実労働時間 1,800 時間の達成、定着を図る。

さらに、法を上回る基準の育児・介護休業制度や育児・介護のための短時間勤務制度等仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度が活用され、また転勤等に当たって家族的責任への配慮を行う等両立がしやすい企業文化を持つファミリー・フレンドリー企業を目指す企業の取組を支援する。

ニ 地域等における支援サービスの充実

労働者が仕事と育児・介護との両立を図っていくためには、地域においてニーズに応じた多様な支援サービスが整備されることが重要である。

このため、必要な時に利用できる保育所等の受入れ枠の整備や延長保育、低年齢児保育、放課後児童クラブ等多様な子育て支援サービスの普及促進、介護サービス基盤の整備等の取組が進められており、関係機関と連携を取って、これらの情報を育児・介護を行う労働者へ提供する体制の整備に努める。

また、急な残業や子どもの急病等に対応し臨時的、突発的な保育や軽易な介護を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進める。

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた女性の能力発揮の促進

パートタイム労働者等の非正規型の労働者の増加に加え、在宅ワーク（情報通信機器を活用して在宅形態で自営的に行われる働き方のうち、請負的にサービスの提供を行うもの等）、テレワーク（情報通信機器を利用し、遠く離れたところで仕事を行う働き方）等の新たな就業形態が近年拡大しており、そうした雇用・就業形態

の多様化は労働市場や個人の働き方に大きな影響を及ぼすと考えられることから、多様化の状況について把握するとともに、多様化に伴う課題について対応していくことが必要となっている。

そうした雇用・就業形態の多様化の中で、労働者が、その価値観、ライフスタイル、ライフサイクル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題となっている。また、育児期等にある者が、職業生活を完全に中断するのではなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる働き方として、在宅ワーク等の働き方を良好な就業形態として普及していくことが重要である。

こうした観点から、パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善、在宅ワークの健全な発展のための施策等を推進する。

イ パートタイム労働対策

パートタイム労働を企業や労働者が必要に応じて選択でき、また、パートタイム労働者がその有する能力を発揮できる良好な就業形態としていくことは、今後の我が国経済社会全体にとっても極めて重要となっている。

このため、パートタイム労働法及び同法に基づく指針の周知徹底、助成金の活用促進等により、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図る。また、通常の労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保のため、パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告の趣旨を広く周知させるなどにより、労使の自主的な取組を促す。

また、パートタイム労働者の数は増加を続けており、その就業状況についても、勤続年数の伸長、職域の拡大・多様化等の様々な変化がみられることから、今後とも、通常の労働者との均衡等を考慮した雇用管理の改善に係る状況等を把握しつつ、適切な対応を図る。

ロ 在宅ワーク対策

在宅ワークについては、育児・介護期にある者を中心に仕事と家庭の両立が可能となる就労形態として広がりつつあり、社会的な期待や関心も大きなものとなっているものの、トラブルの発生も少なくない。

このため、在宅ワークの健全な発展に向け、ガイドラインの策定、周知・啓発、

各種情報提供、相談体制の整備、能力開発・能力評価に係る支援、就業支援の仕組みの整備等の施策を推進する。

また、在宅ワーカーの職種、報酬の状況等は様々であり、今後の変化も見込まれることから、引き続きその実態の把握に努める。

(5) 女性の能力発揮促進のための援助

男女労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り、女性労働者がその能力を十分に発揮できるようにするためには、企業におけるポジティブ・アクションの促進と併せ、女性労働者の側も職業能力の向上等により個々人の就業能力（エンプロイアビリティ）を高めていくことが重要であることから、国としても、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。

特に、労働力供給の減少が見込まれる中で、育児等のために退職した女性が、再就職によりその能力を発揮していくことが今後一層求められることから、女性の再就職に向けた支援の充実を図る。

イ 女子学生等の適切な進路選択、職業選択の促進

女子学生・女子生徒の就職問題については、企業の間接部門が縮小する中で、女子学生等の事務職志向が依然として強いことが企業の求人職種とのミスマッチを生じさせているなど、女性自身の固定的な意識、考え方に基づく進路選択・職業選択が行われていることも一因となっている。

このため、女子学生等に対し、学校教育の早い段階から、男女平等意識や職業意識の醸成のための教育の充実を図るとともに、ライフプランに沿った生涯職業設計について考える機会の提供や、将来の産業・職業構造など就職に関する様々な情報提供等を図り、女子学生等の適切な進路選択、職業選択を促す。また、父母、進路指導担当者等に対しても、関連情報の提供を行い、適切な進路選択、職業選択が行われるよう支援する。

ロ 在職中の女性に対する能力開発等の支援

企業内にロールモデル（目標）やメンター（指導者、相談者）となるような女性労働者が少ないなどの事情により、職域拡大やキャリアアップのために必要な情報やノウハウを企業内のみでは得にくい場合が少なくない。このため、女性の能力発揮のためのセミナーやキャリアカウンセリング、管理職候補となる女性労働者等に

対する研修を実施するなど、企業外において、職域拡大、キャリアアップのために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。

また、自発的な職業能力開発を行おうとする女性労働者に対し、各人のニーズに応じた職業能力開発に関する各種情報の提供と個別の相談援助を推進する。さらに、自発的な職業能力開発を促進するための費用面の援助制度の活用を図る。

ハ 育児・介護等により退職した女性に対する支援

育児・介護等により退職した女性については、将来、再就職が可能な状況となった場合に円滑に再就職できるよう、育児・介護中の期間においても、様々な職業情報に接するなど、再就職を念頭に置いた準備を進めておくことが重要である。このため、インターネットの活用を含め、在宅であっても利用しやすい手段による情報提供の充実を図るとともに、講習、相談、自己啓発への支援等の拡充を行う。

ニ 再就職に向けた支援

女性の就業パターンとしては、育児等のためにいったん退職した後再就職するというパターンが依然として多く、再就職女性の能力発揮の促進は重要な課題である。

このため、再就職のための求職活動を行う者に対しては、求人に関する情報提供等を行うほか、その希望、適性、生活環境等に合った適切な就職先を選択することができるよう、キャリアカウンセリング等の充実を図る。

また、再就職に当たっては、女性の高学歴化等に伴い、再就職女性の職業経験、職業能力は多様になっていること等を踏まえ、各人の職業経験や職業能力に応じ、産業・職業構造の変化等も考慮に入れながら、職業能力の開発を図ることが重要である。特に、母子家庭の母等のうち職業経験が少なく、就職の緊要度が高い女性についてはその必要性が高く、また、一定期間仕事を中断していた女性に対しては、その間の技術の進歩や職業能力の低下に対応することが必要である。このため、再就職女性の多様性も十分考慮に入れながら、公共職業訓練を始め、民間の教育訓練も含めたきめ細かな情報提供を行うとともに、それらの訓練の受講を支援する施策を推進する。

同時に、企業が一定期間仕事を中断していた再就職女性を採用するに当たっての職業能力を評価する仕組みの整備や、職業紹介の推進が必要である。

また、再就職女性を積極的に活用しようとする方針を有する企業はいまだ少ないことから、再就職女性の就業ニーズに即した活用方法や、採用後の処遇、労働条件

の在り方等について、企業に対して情報提供を行うことが重要である。さらに、企業においては、中途採用者の採用は年齢を一定以下に限って行うのがこれまで一般的とされており、晩婚化、晩産化の進行の影響もあり、女性の労働市場への再参入を阻害する大きな要因となっている。こうした求人の年齢制限については、その緩和を図ることが重要である。

このため、以上の課題への対応を含め、再就職女性の積極的な活用を妨げている問題、改善のための方策等について幅広い検討を行い、その結果を踏まえ、女性の再就職支援対策の構築を図る。

ホ 起業支援

女性がその能力、経験、専門性を発揮できる働き方の一つとして、女性の起業への関心は高まっているが、起業に必要な知識、経験、ノウハウを得る機会が必ずしも十分に与えられていないことから、起業を目指す女性に対する情報提供、相談等を実施する。

また、新たな事業形態や拡大が見込まれる事業分野での起業を支援するため、起業を目指す女性のニーズ等を把握しながら、支援の在り方について検討を行う。

(6) 男女均等の確保のための条件整備

イ 個別紛争解決援助制度の拡充の検討

働き方の多様化や労働条件の多様化、労働者の意識変化等が進む中で、女性が働く上で直面する様々な問題についての紛争が増加すると見込まれるため、そうした個々の労使紛争に対する相談・解決機能の拡充について検討を行う。

ロ 税制、社会保障制度等の在り方に関する検討

個人の働き方の選択に大きなかかわりを持つ税制、社会保障制度等諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性等を勘案しつつ、個人の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするという視点に配慮するという観点から、関係者、関係機関による検討を促す。

(7) 行政推進体制の充実、強化

都道府県労働局の設置を踏まえ、雇用均等行政においても、労働基準行政、職業安定行政との連携を一層密にし、その効果的な推進に努める。さらに、情報化社会

における国民のニーズに対応し、インターネットを活用した迅速かつ的確な情報提供を行うなど、行政サービスの質的向上に努める。

また、男女共同参画社会基本法の成立により、積極的改善措置を含めた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を講ずることが国の責務とされ、雇用の分野においても、男女均等の確保を一層進める観点からの施策の推進が求められていることから、政府全体としての総合的かつ計画的な関連施策の推進に向けた連携を図る。併せて、男女共同参画社会の形成のために果たすべき地方公共団体の責務が定められたことも踏まえ、地方公共団体が行う雇用の分野における男女共同参画を促進するための施策との連携を図りつつ、雇用均等行政をより効果的に推進する。

さらに、中央省庁等改革に伴う労働省と厚生省の統合を踏まえ、雇用の分野における男女均等の確保を一層進める観点から、両省の施策の総合的、効果的な実施を図る。

参 考 資 料

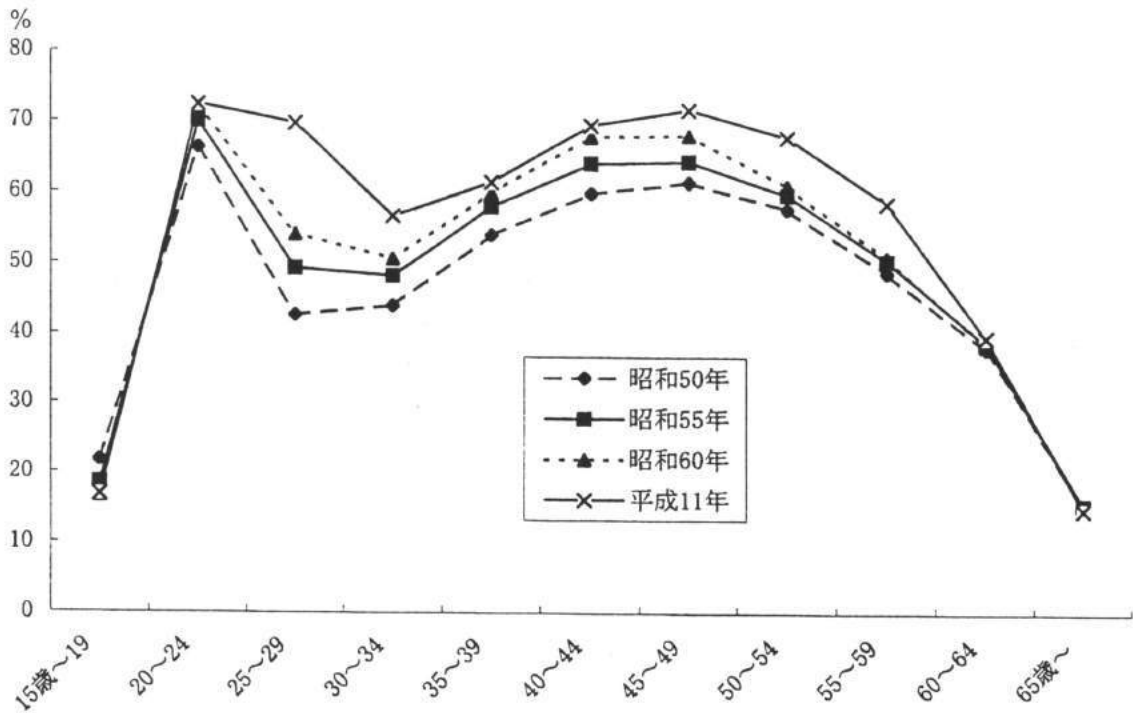
参 考 資 料

図表 1	労働力人口及び労働力率の推移 -----	1
図表 2	女性の年齢階級別労働力率の推移 -----	1
図表 3	年齢階級別労働力人口比率の推移（女性） -----	2
図表 4	従業上の地位別女性就業者構成比の推移 -----	3
図表 5	雇用者数の推移 -----	3
図表 6	平均年齢及び平均勤続年数の推移（産業計、企業規模計、学歴計） -----	4
図表 7	勤続年数階級別女性労働者構成比の推移 -----	4
図表 8	配偶関係別女性雇用者数及び構成比の推移 -----	5
図表 9	末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態 -----	6
図表 10	学歴別女性労働者構成比の推移（産業計、企業規模計） -----	7
図表 11	女子新規学卒就職者数の構成比の推移 -----	7
図表 12	雇用形態別雇用者数 -----	8
図表 13	短時間雇用者（週間就業時間35時間未満の者）数の推移 —非農林業— -----	9
図表 14	年齢階級別、雇用形態別雇用者の割合 -----	10
図表 15	労働者派遣された派遣労働者等 -----	11
図表 15-2	派遣労働者の性・年齢別区分 -----	12
図表 16	産業別雇用者数の推移（男女別） -----	13
図表 17	職業別雇用者数の推移（男女別） -----	14
図表 18	求職理由別の完全失業者数の推移 -----	15
図表 19	年齢階級別労働力人口・労働力率の推移と見通し -----	16、17
図表 20	きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び男女間格差（産業計、企業規模計、学歴計） --	18
図表 21	男女の賃金格差の要因 -----	19
図表 22	各国における男女賃金格差（非農業部門） -----	20
図表 23	年間実労働時間の推移 -----	21
図表 24	産業別、改正男女雇用機会均等法の施行に伴う雇用管理制度の見直し実施企業の割合 ----	22
図表 25	都道府県労働局雇用均等室における男女雇用機会均等法の相談件数 -----	23
図表 26	規模別セクシュアルハラスメント防止対策の取組状況 -----	24
図表 27	妊娠・出産による退職者の割合 -----	25
図表 28	育児休業を取得しなかった理由 -----	26
図表 29	企業規模、産業別パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び1月 当たり実労働日数の推移（産業・企業規模別） -----	27
図表 30	性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移（産業計） ----	28
図表 31	産業、規模別コース別雇用管理制度導入企業割合 -----	29
図表 32	コースの見直し内容別企業割合（M.A.） -----	29
図表 33	平均初婚年齢の推移 -----	30
図表 34	生涯未婚率の推移 -----	30
図表 35	就業意識の推移 -----	31
図表 36	年齢別就業意識の推移（女性） -----	32
図表 37	結婚、出産・育児を機に仕事をやめた理由 -----	33
図表 38	妻と夫の生活時間（共働き・専業主婦別）～夫婦と子供の世帯～ -----	34
図表 39	有業の妻と夫の生活時間（週間就業時間・週休制度別）～夫婦と子供の世帯～ --	35
図表 40	女性の再就職に当たっての問題（複数回答） -----	36
図表 41	学歴別にみた無業の女性就業希望者の仕事で選ぶ際に重視すること -----	37
図表 42	女性の非正社員の現在の就業形態に就いた理由 -----	38

図表1 労働力人口及び労働力率の推移

		労働力人口			労働力率		
		男女計	女性	男性	男女計	女性	男性
		万人	万人	万人	%	%	%
昭和	40 年	4,787	1,903	2,884	65.7	50.6	81.7
	45	5,153	2,024	3,129	65.4	49.9	81.8
	50	5,323	1,987	3,336	63.0	45.7	81.4
	55	5,650	2,185	3,465	63.0	47.6	79.8
	60	5,963	2,367	3,596	63.0	48.7	78.1
平成	2	6,384	2,593	3,791	63.3	50.1	77.2
	7	6,666	2,701	3,966	63.4	50.0	77.6
	8	6,711	2,719	3,992	63.5	50.0	77.7
	9	6,787	2,760	4,027	63.7	50.4	77.7
	10	6,793	2,767	4,026	63.3	50.1	77.3
	11	6,779	2,755	4,024	62.9	49.6	76.9

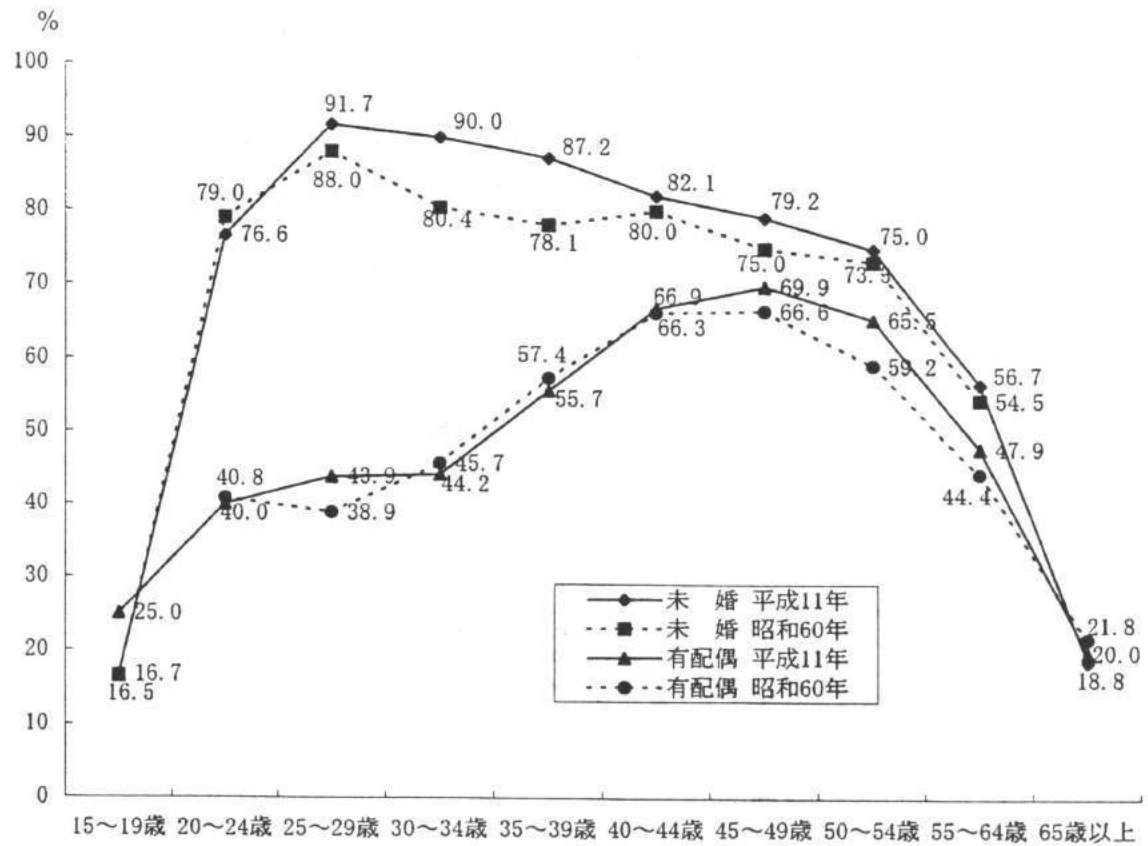
図表2 女性の年齢階級別労働力率の推移



	15歳～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳～
昭和50年	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
昭和55年	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.8	50.5	38.8	15.5
昭和60年	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
平成11年	16.8	72.4	69.7	56.7	61.5	69.5	71.8	67.9	58.7	39.7	14.9

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

図表3 年齢階級別労働力人口比率の推移（女性）



		15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
未婚率	平成11年	98.9	87.9	52.0	23.4	12.1	7.1	5.0	4.9	3.6	2.6
	昭和60年	99.3	82.0	30.2	10.2	6.1	4.3	3.9	3.8	3.3	1.2
有配偶率	平成11年	1.1	11.4	46.0	72.6	82.8	85.8	86.0	83.6	79.1	46.3
	昭和60年	0.7	17.7	68.5	86.7	89.4	89.1	87.9	84.4	74.4	37.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

図表4 従業上の地位別女性就業者構成比の推移

		(%)			
		全 産 業			
		計	自営業	家族従業者	雇用者
昭和	40 年	100.0	14.5	36.8	48.6
	45	100.0	14.2	30.9	54.7
	50	100.0	14.4	25.7	59.8
	55	100.0	13.7	22.9	63.2
	60	100.0	12.5	20.0	67.2
平成	2	100.0	10.7	16.7	72.3
	7	100.0	9.0	12.5	78.3
	8	100.0	8.5	12.0	79.3
	9	100.0	8.4	11.6	79.8
	10	100.0	8.1	10.9	80.0
	11	100.0	8.2	11.1	80.4

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

図表5 雇用者数の推移

		雇用者数			雇用者総数に占める 女性の割合
		男女計 万人	女性 万人	男性 万人	%
昭和	40 年	2,876	913	1,963	31.7
	45	3,306	1,096	2,210	33.2
	50	3,646	1,167	2,479	32.0
	55	3,971	1,354	2,617	34.1
	60	4,313	1,548	2,764	35.9
平成	2	4,835	1,834	3,001	37.9
	7	5,263	2,048	3,215	38.9
	8	5,322	2,084	3,238	39.2
	9	5,391	2,127	3,264	39.5
	10	5,368	2,124	3,243	39.6
	11	5,331	2,116	3,215	39.7

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

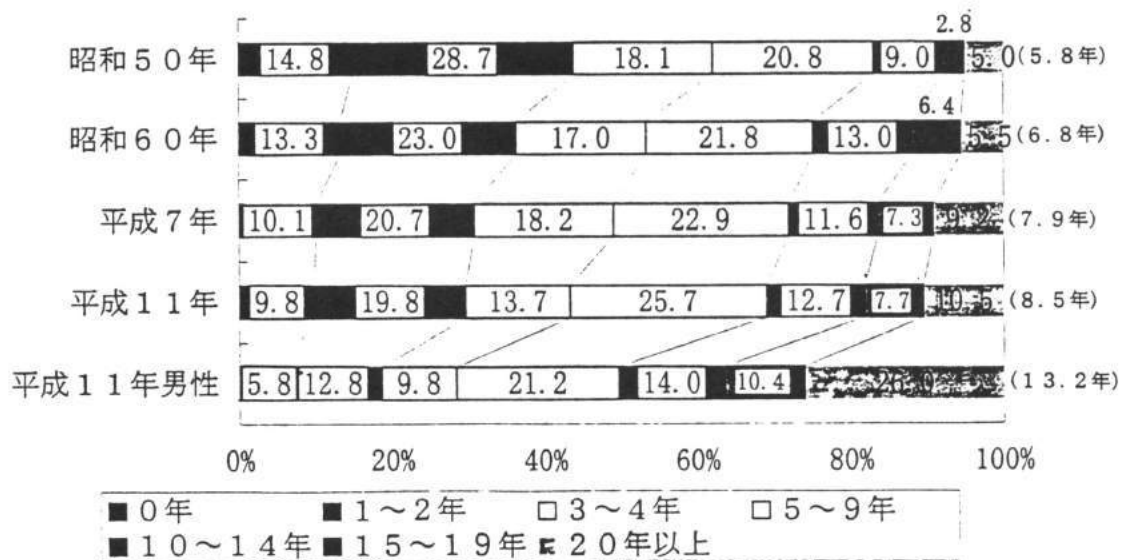
図表6 平均年齢及び平均勤続年数の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

		平均年齢(歳)			平均勤続年数(年)		
		総数	女性	男性	総数	女性	男性
昭和	40 年	31.7	28.1	33.2	6.6	3.9	7.8
	45	33.1	29.8	34.5	7.5	4.5	8.8
	50	35.5	33.4	36.4	8.8	5.8	10.1
	55	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
	60	37.6	35.4	38.6	10.3	6.8	11.9
平成	2	38.3	35.7	39.5	10.9	7.3	12.5
	7	39.0	36.5	40.1	11.3	7.9	12.9
	8	39.3	36.9	40.3	11.6	8.2	13.1
	9	39.5	37.3	40.5	11.8	8.4	13.3
	10	39.4	37.2	40.4	11.6	8.2	13.1
	11	39.7	37.6	40.6	11.8	8.5	13.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

図表7 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移

(平均勤続年数)



(注) 昭和50年は民公営、昭和60年以降は民営の数値である。
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

図表8 配偶関係別女性雇用者数及び構成比の推移

(単位 万人 %)

	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和 40 年	893 (100.0)	449 (50.3)	345 (38.6)	99 (11.1)
45	1,086 (100.0)	524 (48.3)	450 (41.4)	112 (10.3)
50	1,159 (100.0)	440 (38.0)	595 (51.3)	125 (10.8)
55	1,345 (100.0)	437 (32.5)	772 (57.4)	135 (10.0)
60	1,539 (100.0)	482 (31.3)	911 (59.2)	147 (9.6)
平成 2	1,823 (100.0)	596 (32.7)	1,061 (58.2)	165 (9.1)
7	2,034 (100.0)	682 (33.5)	1,161 (57.1)	191 (9.4)
8	2,069 (100.0)	692 (33.4)	1,182 (57.1)	194 (9.4)
9	2,113 (100.0)	701 (33.2)	1,211 (57.3)	200 (9.5)
10	2,110 (100.0)	705 (33.4)	1,201 (56.9)	203 (9.6)
11	2,116 (100.0)	701 (33.1)	1,206 (57.0)	208 (9.8)

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

注) ()内は構成比

図表9 末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態

(平成11年)

		総数	末子の年齢						
			0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～14歳	15～17歳	18歳以上
世帯万人	子供のいる世帯総数	1,785	333	169	141	145	118	179	692
	労働人口	987	103	84	87	104	83	127	399
	就業者	963	98	82	85	103	81	124	390
	非農林業雇用者	762	78	65	69	87	66	104	293
	35時間未満	402	43	38	44	47	37	54	139
	35時間以上	358	35	26	25	38	29	49	154
	完全失業者	24	5	3	2	1	2	2	9
	非労働力人口	794	237	85	54	41	34	51	292
	就業希望者	371	114	61	34	23	18	25	86
構成比%	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	労働人口	55.3	30.9	49.7	61.7	71.7	70.3	70.9	57.7
	就業者	53.9	29.4	48.5	60.3	71.0	68.6	69.3	56.4
	非農林業雇用者	42.7	23.4	38.5	48.9	60.0	55.9	58.1	42.3
	35時間未満	22.5	12.9	22.5	31.2	32.4	31.4	30.2	20.1
		(52.8)	(55.1)	(58.5)	(63.8)	(54.0)	(56.1)	(51.9)	(47.4)
	35時間以上	20.1	10.5	15.4	17.7	26.2	24.6	27.4	22.3
		(47.0)	(44.9)	(40.0)	(36.2)	(43.7)	(43.9)	(47.1)	(52.6)
	完全失業者	1.3	1.5	1.8	1.4	0.7	1.7	1.1	1.3
	非労働力人口	44.5	71.2	50.3	38.3	28.3	28.8	28.5	42.2
	就業希望者	20.8	34.2	36.1	24.1	15.9	15.3	14.0	12.4

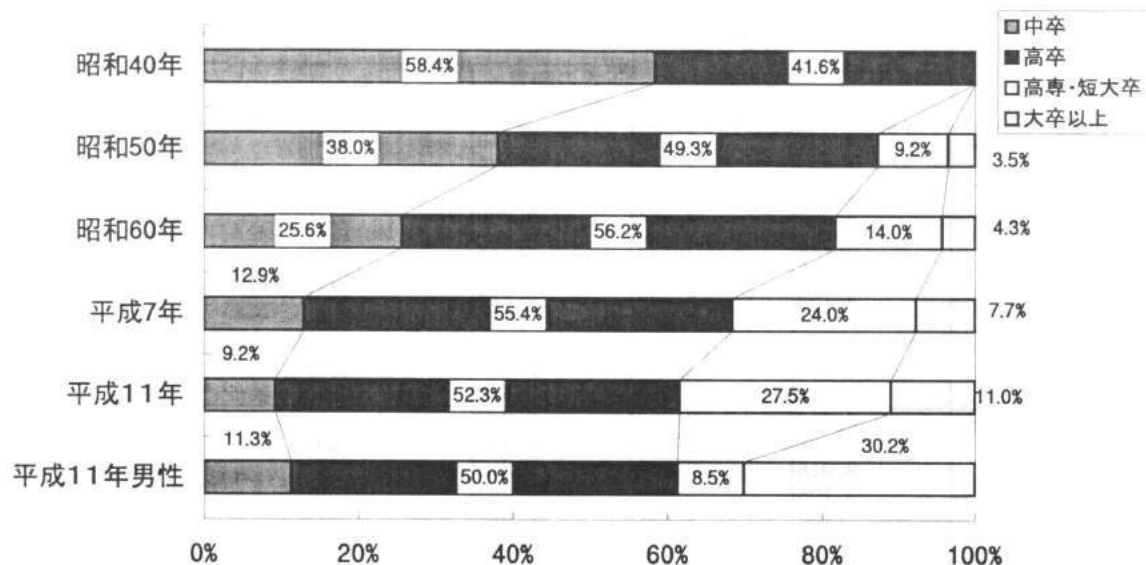
(昭和61年)

		総数	末子の年齢						
			0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～14歳	15～17歳	18歳以上
世帯万人	子供のいる世帯総数	1,913	400	214	211	245	166	220	456
	労働人口	1,003	125	99	117	158	114	144	247
	就業者	987	122	98	114	156	112	142	243
	非農林業雇用者	654	82	61	75	105	77	100	154
	35時間未満	228	23	25	33	42	27	33	43
	35時間以上	425	58	36	42	62	49	67	112
	完全失業者	17	4	1	2	2	2	2	4
	非労働力人口	904	273	114	93	87	52	76	208
	就業希望者	456	146	69	51	52	27	39	72
構成比%	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	労働人口	52.4	31.3	46.3	55.5	64.5	68.7	65.5	54.2
	就業者	51.6	30.5	45.8	54.0	63.7	67.5	64.5	53.3
	非農林業雇用者	34.2	20.5	28.5	35.5	42.9	46.4	45.5	33.8
	35時間未満	11.9	5.8	11.7	15.6	17.1	16.3	15.0	9.4
		(34.9)	(28.0)	(41.0)	(44.0)	(40.0)	(35.1)	(33.0)	(27.9)
	35時間以上	22.2	14.5	16.8	19.9	25.3	29.5	30.5	24.6
		(65.0)	(70.7)	(59.0)	(56.0)	(59.0)	(63.6)	(67.0)	(72.7)
	完全失業者	0.9	1.0	0.5	0.9	0.8	1.2	0.9	0.9
	非労働力人口	47.3	68.3	53.3	44.1	35.5	31.3	34.5	45.6
	就業希望者	23.8	36.5	32.2	24.2	21.2	16.3	17.7	15.8

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成11年2月、昭和61年2月）

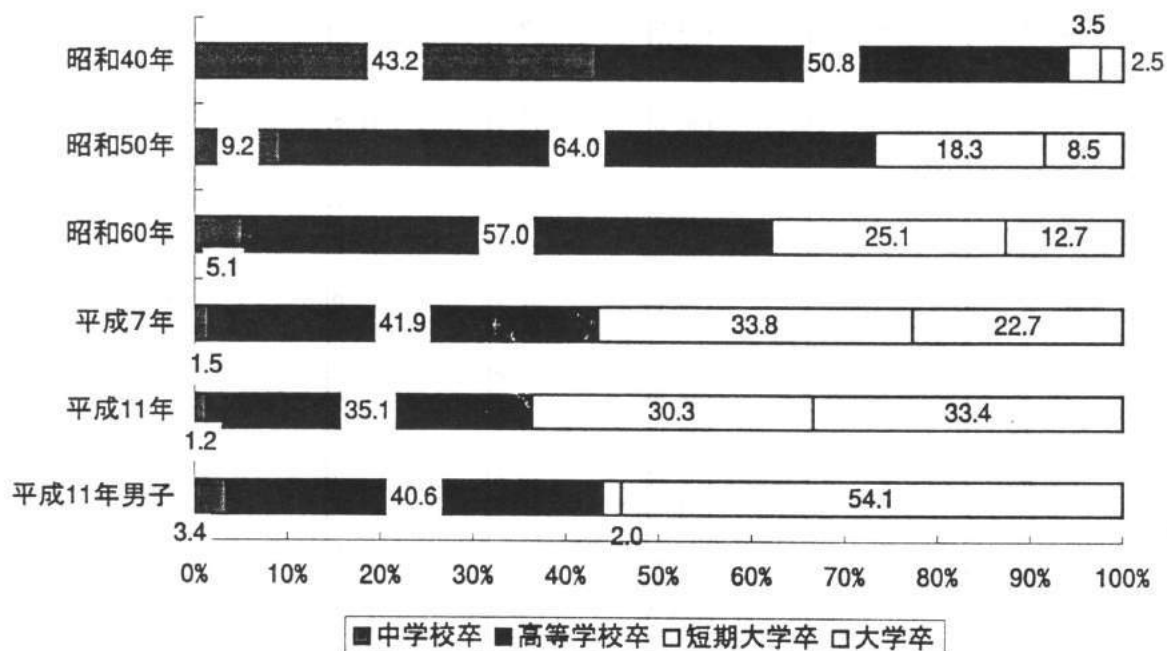
注）（ ）内は非農林業雇用者を100とした割合

図表10 学歴別女性労働者構成比の推移(産業計、企業規模計)



(注)昭和40年・昭和50年は民公営、昭和60年以降は民営の数値である。
資料出所:労働省「賃金構造基本統計調査」

図表 1 1 女子新規学卒就職者数の構成比の推移



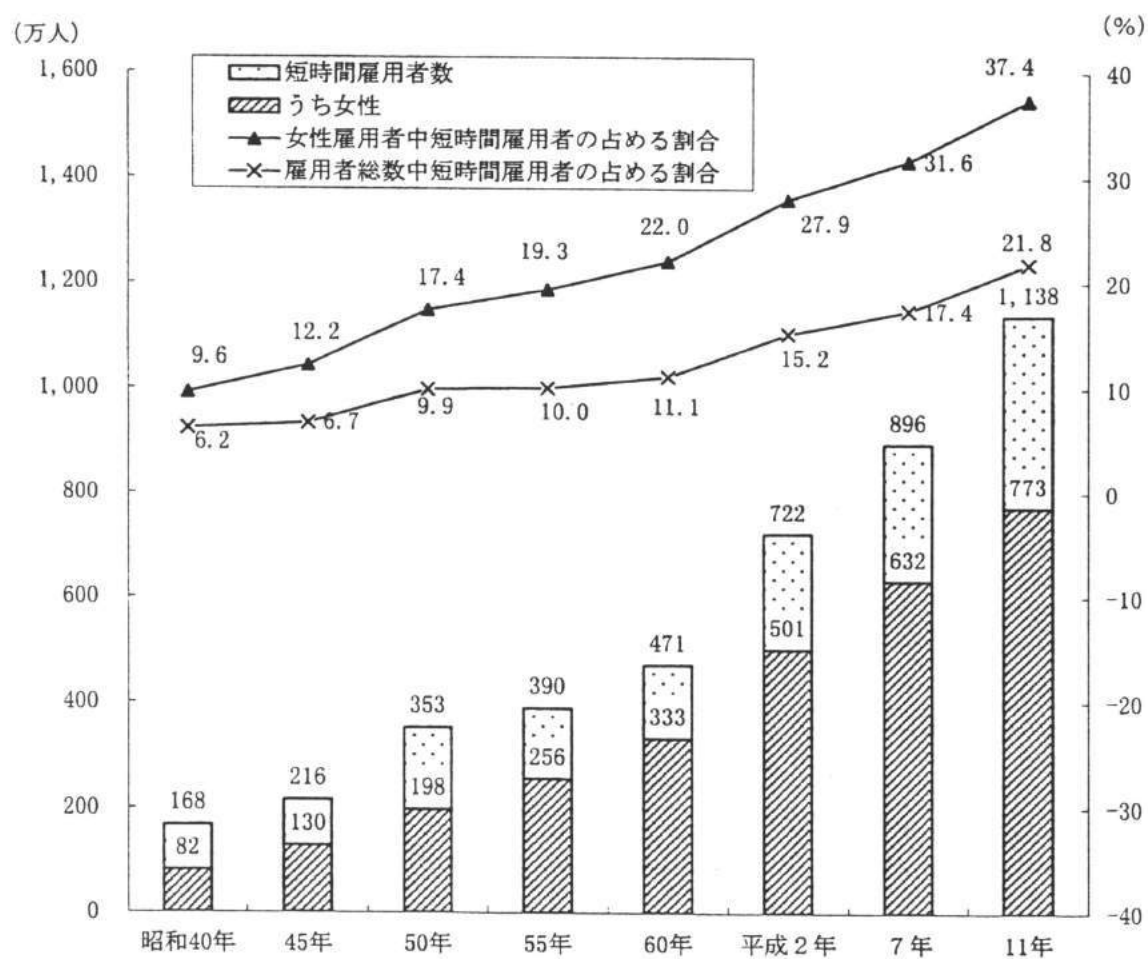
資料出所:文部省「学校基本調査」

図表 1 2 雇用形態別雇用者数

			雇用者	役員を除く雇用者					
				正規の職員・従業員	パート	アルバイト	委嘱・その他		
実数万人	男女計	昭和60年	4,259	3,999	3,343	360	139	156	
		平成2	4,690	4,369	3,488	506	204	171	
		3	4,877	4,536	3,639	522	212	163	
		4	5,030	4,664	3,705	555	227	176	
		5	5,115	4,743	3,756	565	236	185	
		6	5,139	4,776	3,805	559	241	171	
		7	5,169	4,780	3,779	563	262	176	
		8	5,237	4,843	3,800	594	276	173	
		9	5,349	4,963	3,812	638	307	207	
		10	5,338	4,967	3,794	657	329	187	
		11	5,227	4,913	3,688	686	338	201	
	男	昭和60年	2,749	2,536	2,349	16	67	104	
		平成2	2,925	2,674	2,438	26	100	109	
		3	3,016	2,752	2,518	27	104	103	
		4	3,108	2,820	2,568	30	113	109	
		5	3,168	2,881	2,610	37	117	116	
		6	3,167	2,881	2,637	27	118	99	
		7	3,176	2,876	2,620	28	122	106	
		8	3,211	2,909	2,635	32	138	104	
		9	3,246	2,950	2,639	35	155	120	
		10	3,224	2,939	2,636	34	161	109	
		11	3,201	2,917	2,594	44	163	116	
	女	昭和60年	1,509	1,463	994	344	73	53	
		平成2	1,765	1,695	1,050	480	104	62	
		3	1,861	1,784	1,121	495	108	61	
		4	1,922	1,843	1,137	524	114	68	
		5	1,946	1,862	1,146	528	119	69	
		6	1,972	1,895	1,168	533	123	71	
		7	1,994	1,904	1,159	535	140	70	
		8	2,026	1,935	1,165	562	138	70	
		9	2,103	2,014	1,172	602	152	86	
		10	2,114	2,028	1,158	623	168	78	
		11	2,076	1,996	1,093	642	175	85	
割合万人	男女計	昭和60年	-	100.0	83.6	9.0	3.5	3.9	
		平成2	-	100.0	79.8	11.6	4.7	3.9	
		3	-	100.0	80.2	11.5	4.7	3.6	
		4	-	100.0	79.4	11.9	4.9	3.8	
		5	-	100.0	79.2	11.9	5.0	3.9	
		6	-	100.0	79.7	11.7	5.0	3.6	
		7	-	100.0	79.1	11.8	5.5	3.7	
		8	-	100.0	78.5	12.3	5.7	3.6	
		9	-	100.0	76.8	12.9	6.2	4.2	
		10	-	100.0	76.4	13.2	6.6	3.8	
		11	-	100.0	75.1	14.0	6.9	4.1	
	男	昭和60年	-	100.0	92.6	0.6	2.6	4.1	
		平成2	-	100.0	91.2	1.0	3.7	4.1	
		3	-	100.0	91.5	1.0	3.8	3.7	
		4	-	100.0	91.1	1.1	4.0	3.9	
		5	-	100.0	90.6	1.3	4.1	4.0	
		6	-	100.0	91.5	0.9	4.1	3.4	
		7	-	100.0	91.1	1.0	4.2	3.7	
		8	-	100.0	90.6	1.1	4.7	3.6	
		9	-	100.0	89.5	1.2	5.3	4.1	
		10	-	100.0	89.7	1.2	5.5	3.7	
		11	-	100.0	88.9	1.5	5.6	4.0	
	女	昭和60年	-	100.0	67.9	23.5	5.0	3.6	
		平成2	-	100.0	61.9	28.3	6.1	3.7	
		3	-	100.0	62.8	27.7	6.1	3.4	
		4	-	100.0	61.7	28.4	6.2	3.7	
		5	-	100.0	61.5	28.4	6.4	3.7	
		6	-	100.0	61.6	28.1	6.5	3.7	
		7	-	100.0	60.9	28.1	7.4	3.7	
		8	-	100.0	60.2	29.0	7.1	3.6	
		9	-	100.0	58.2	29.9	7.5	4.3	
		10	-	100.0	57.1	30.7	8.3	3.8	
		11	-	100.0	54.8	32.2	8.8	4.3	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」

図表 1 3 短時間雇用者（週間就業時間 3 5 時間未満の者）数の推移 -非農林業-

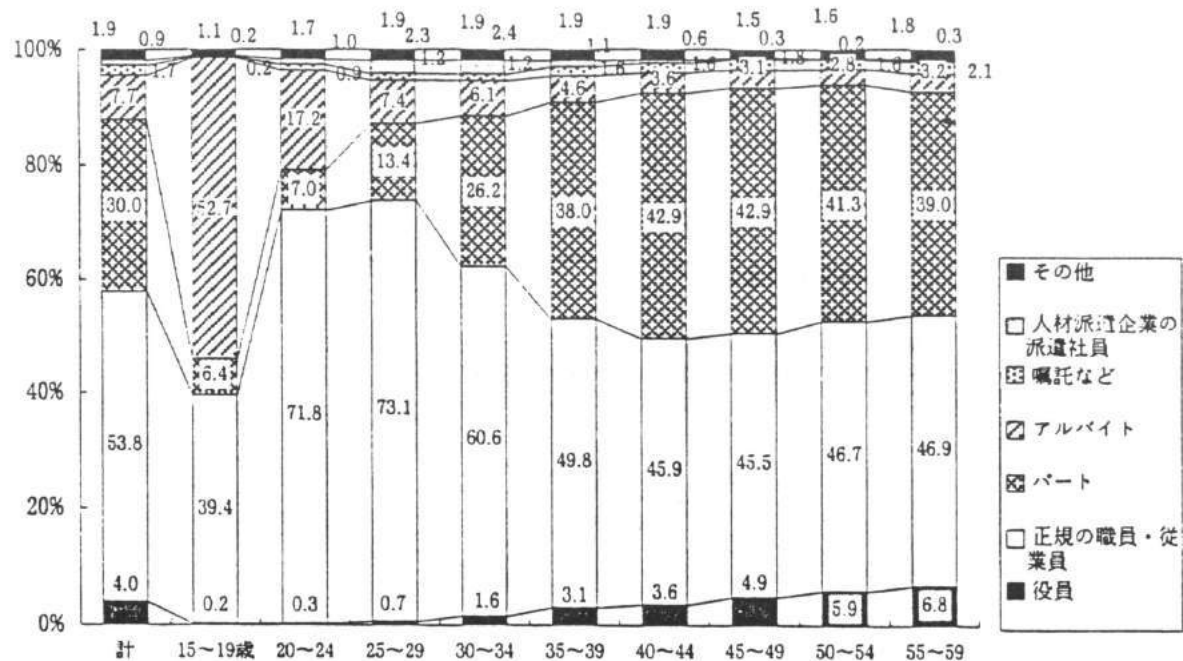


資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(注) 雇用者は休業者を除く

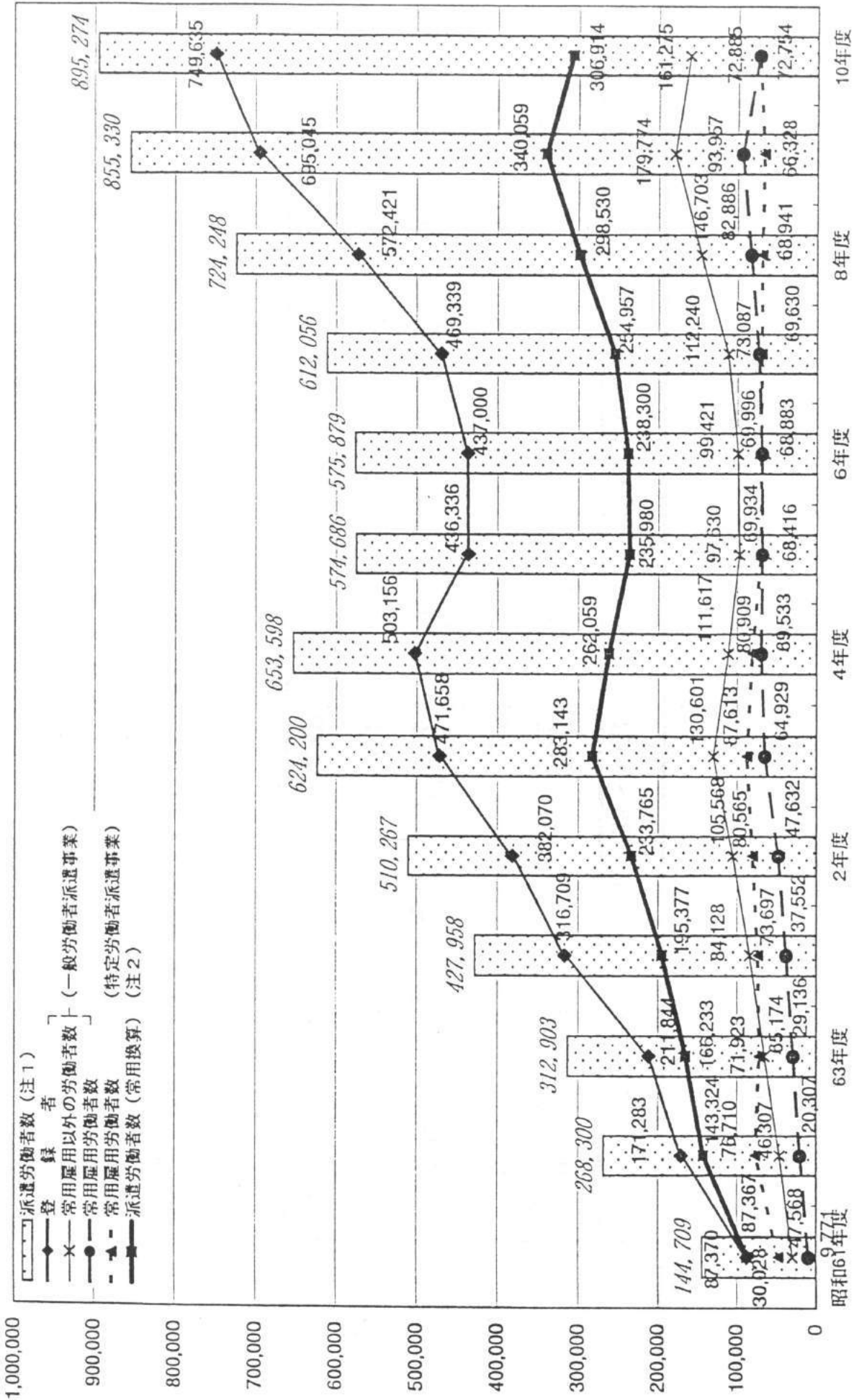
- ・短時間雇用者中女性の占める割合 67.9%
- ・女性雇用者中短時間雇用者の占める割合 37.4%
- ・雇用者総数中短時間雇用者の占める割合 21.8%

図表 1 4 年齢階級別、雇用形態別雇用者の割合



資料出所：総務庁統計局「就業構造基本調査」（平成 9 年）

図表 15 労働者派遣された派遣労働者等



注1 「派遣労働者数」は、一般労働者派遣事業における登録者数、常用雇用労働者数、特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計
注2 「派遣労働者数(常用換算)」は、一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数、常用雇用労働者数、特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計
資料出所：労働省「労働者派遣事業報告集計結果」

図表15-2

派遣労働者の性・年齢別区分

	計	29歳未満	30～34歳	35～40歳	45～54歳	55～59歳	60歳以上	不明	平均
総数	100.0	40.5	23.2	23.2	9.5	1.2	1.3	1.0	33.2歳
男性	27.1 (100.0)	11.9 (43.8)	7.5 (27.5)	4.3 (16.0)	1.8 (6.5)	0.5 (1.8)	1.1 (4.2)	0.1 (0.2)	32.7歳
女性	72.4 (100.0)	28.6 (39.5)	15.7 (21.7)	18.8 (26.0)	7.7 (10.6)	0.7 (1.0)	0.2 (0.3)	0.7 (0.9)	33.3歳

(注)1 男女別の区分の不明が0.4%である

2 小数点第2位を四捨五入したため、合計が合わない場合がある

資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査結果報告」(平成9年)

図表 16 産業別雇用者数の推移(男女別)

(万人、%)

区 分			全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱 供給・水道 業・運輸・通 信業	卸売・小売 業、飲食店、 金融・保険 業、不動産業	サービス業	公務
総 数	平成 11 年		5,331	33	7	6	544	1,223	423	1,428	1,434	214
女	雇用者数	昭和 45 年	1,096	10	2	2	54	390	43	314	265	25
		50	1,167	8	1	1	49	361	42	361	312	31
		55	1,354	9	2	1	58	386	43	433	388	33
		60	1,548	9	3	1	57	435	45	498	464	35
		平成 2 年	1,834	11	2	1	72	471	55	613	567	36
		7	2,048	14	2	1	87	457	71	683	686	42
		8	2,084	14	2	1	88	455	72	692	711	42
		9	2,127	14	2	1	92	451	76	703	737	43
		10	2,124	15	2	1	89	423	78	711	753	46
		11	2,116	15	1	1	86	407	77	718	757	46
	構成比	昭和 45 年	100.0	0.9	0.2	0.2	4.1	35.6	3.9	28.6	24.2	2.3
		50	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2	30.9	3.6	30.9	26.7	2.7
		55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3	28.5	3.2	32.0	28.7	2.4
		60	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6	28.1	2.9	32.2	30.0	2.3
		平成 2 年	100.0	0.6	0.1	0.1	3.9	25.7	3.0	33.4	30.9	2.0
		7	100.0	0.7	0.1	0.0	4.2	22.3	3.5	33.3	33.5	2.1
		8	100.0	0.7	0.1	0.0	4.2	21.8	3.5	33.2	34.1	2.0
		9	100.0	0.7	0.1	0.0	4.3	21.2	3.6	33.1	34.6	2.0
		10	100.0	0.7	0.1	0.0	4.2	19.9	3.7	33.5	35.5	2.2
		11	100.0	0.7	0.0	0.0	4.1	19.2	3.6	33.9	35.8	2.2
男	雇用者数	昭和 45 年	2,210	20	16	16	260	754	296	481	294	136
		50	2,479	21	16	14	327	776	304	507	346	165
		55	2,617	21	13	9	369	749	319	569	400	166
		60	2,764	19	12	7	357	800	312	613	476	164
		平成 2 年	3,001	18	11	5	390	834	328	675	575	159
		7	3,215	20	8	5	457	851	352	699	641	176
		8	3,238	21	8	5	463	852	355	707	650	171
		9	3,264	19	8	6	471	856	350	704	670	172
		10	3,243	19	6	5	458	835	344	715	679	171
		11	3,215	18	6	5	458	816	344	710	677	168
	構成比	昭和 45 年	100.0	0.9	0.7	0.7	11.8	34.1	13.4	18.9	13.3	6.2
		50	100.0	0.9	0.7	0.6	13.2	31.3	12.3	20.5	14.0	6.7
		55	100.0	0.8	0.5	0.3	14.1	28.6	12.2	21.7	15.3	6.3
		60	100.0	0.7	0.4	0.3	12.9	28.9	11.3	22.2	17.2	5.9
		平成 2 年	100.0	0.6	0.4	0.2	13.0	27.8	10.9	22.5	19.2	5.3
		7	100.0	0.6	0.2	0.2	14.2	26.5	10.9	21.7	19.9	5.5
		8	100.0	0.6	0.2	0.2	14.3	26.3	11.0	21.8	20.1	5.3
		9	100.0	0.6	0.2	0.2	14.4	26.2	10.7	21.6	20.5	5.3
		10	100.0	0.6	0.2	0.2	14.1	25.7	10.6	22.0	20.9	5.3
		11	100.0	0.6	0.2	0.2	14.2	25.4	10.7	22.1	21.1	5.2
雇用者女性の割合に占める女性の割合	雇用者女性の割合に占める女性の割合	昭和 45 年	33.2	33.3	11.1	11.1	14.8	34.1	12.7	42.9	47.4	15.5
		50	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0	31.7	12.1	41.6	47.3	15.8
		55	34.1	30.0	13.3	10.0	13.6	34.0	11.9	43.2	49.2	16.6
		60	35.9	32.1	20.0	12.5	13.8	35.2	12.6	44.8	49.4	17.6
		平成 2 年	37.9	37.9	15.4	16.7	15.6	36.1	14.3	47.6	49.6	18.5
		7	38.9	41.2	20.0	20.0	16.0	34.9	16.8	49.4	51.7	19.3
		8	39.2	40.0	20.0	16.7	16.0	34.8	16.9	49.5	52.2	19.6
		9	39.5	42.4	22.2	16.7	16.3	34.5	17.8	50.0	52.3	20.0
		10	39.8	45.5	28.6	16.7	16.4	34.6	18.5	49.9	52.5	21.5
		11	39.7	45.5	14.3	16.7	15.8	33.3	18.2	50.3	52.8	21.5

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

図表 17 職業別雇用者数の推移(男女別)

(万人、%)

区 分			総数	専門的・ 技術的 職業従 事者	管理的 職業従 事者	事務従 事者	販売従 事者	保安・ サービス 職業従 事者	農林漁 業作業 者	運輸通 信作業 者	採掘作 業者	技能工、 製造・建 設作業 者	労務作 業者
総 数	平成	11 年	5,331	739	210	1,218	739	517	37	213	3	1,334	302
女	雇用者数	昭和 45 年	1,096	100	5	339	112	150	10	22	1	291	66
		50	1,167	135	11	376	129	160	9	17	0	287	43
		55	1,354	176	11	443	157	174	10	14	0	314	54
		60	1,548	211	14	507	183	174	10	11	0	352	86
		平成 2 年	1,834	253	18	631	230	197	11	9	0	378	102
		7	2,048	304	20	705	259	247	12	12	0	364	120
		8	2,084	315	21	716	256	255	13	12	0	367	123
		9	2,127	326	21	725	258	267	12	13	0	371	128
		10	2,124	332	20	734	256	273	13	12	0	348	131
		11	2,116	332	19	724	257	286	12	11	0	337	131
	構成比	昭和 45 年	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	13.7	0.9	2.0	0.1	26.6	6.0
		50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	13.7	0.8	1.5	0.0	24.6	3.7
		55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	12.9	0.7	1.0	0.0	23.2	4.0
		60	100.0	13.6	0.9	32.8	11.8	11.2	0.6	0.7	0.0	22.7	5.6
		平成 2 年	100.0	13.8	1.0	34.4	12.5	10.7	0.6	0.5	0.0	20.6	5.6
		7	100.0	14.8	1.0	34.4	12.6	12.1	0.6	0.6	0.0	17.8	5.9
		8	100.0	15.1	1.0	34.4	12.3	12.2	0.6	0.6	0.0	17.6	5.9
		9	100.0	15.3	1.0	34.1	12.1	12.6	0.6	0.6	0.0	17.4	6.0
		10	100.0	15.6	0.9	34.6	12.1	12.9	0.6	0.6	0.0	16.4	6.2
		11	100.0	15.7	0.9	34.2	12.1	13.5	0.6	0.5	0.0	15.9	6.2
男	雇用者数	昭和 45 年	2,210	146	127	384	231	117	32	197	9	831	133
		50	2,479	169	193	400	299	155	32	203	9	929	88
		55	2,617	188	206	424	340	168	30	215	4	946	94
		60	2,764	239	193	447	398	169	28	199	3	964	119
		平成 2 年	3,001	340	215	457	450	187	28	207	2	965	144
		7	3,215	387	211	489	478	219	28	208	2	1,026	160
		8	3,238	388	214	489	481	222	28	211	2	1,031	165
		9	3,264	396	200	489	487	228	27	212	3	1,043	169
		10	3,243	404	197	499	484	232	26	204	3	1,012	171
		11	3,215	408	191	495	482	232	25	202	3	997	171
	構成比	昭和 45 年	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	5.3	1.4	8.9	0.4	37.6	6.0
		50	100.0	6.8	7.8	16.1	12.1	6.3	1.3	8.2	0.4	37.5	3.5
		55	100.0	7.2	7.9	16.2	13.0	6.4	1.1	8.2	0.2	36.1	3.6
		60	100.0	8.6	7.0	16.2	14.4	6.1	1.0	7.2	0.1	34.9	4.3
		平成 2 年	100.0	11.3	7.2	15.2	15.0	6.2	0.9	6.9	0.1	32.2	4.8
		7	100.0	12.0	6.6	15.2	14.9	6.8	0.9	6.5	0.1	31.9	5.0
		8	100.0	12.0	6.6	15.1	14.9	6.9	0.9	6.5	0.1	31.8	5.1
		9	100.0	12.1	6.1	15.0	14.9	7.0	0.8	6.5	0.1	32.0	5.2
		10	100.0	12.5	6.1	15.4	14.9	7.2	0.8	6.3	0.1	31.2	5.3
		11	100.0	12.7	5.9	15.4	15.0	7.2	0.8	6.3	0.1	31.0	5.3
雇用者女性の割合に占める	女性	昭和 45 年	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	56.2	23.8	10.0	10.0	25.9	33.2
		50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	50.8	22.0	7.7	0.0	23.6	32.6
		55	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	50.9	25.0	6.1	0.0	24.9	36.5
		60	35.9	46.8	6.8	53.1	31.5	50.9	26.3	5.2	0.0	26.7	42.2
		平成 2 年	37.9	42.6	7.7	58.0	33.8	51.3	28.2	4.2	0.0	28.2	41.6
		7	38.9	44.0	8.6	59.0	35.1	53.0	30.0	5.4	0.0	26.2	42.9
		8	39.2	44.8	8.9	59.4	34.7	53.3	31.7	5.4	0.0	26.3	42.7
		9	39.5	45.2	9.5	59.7	34.6	53.9	30.8	5.8	0.0	26.2	43.1
		10	39.6	45.1	9.2	59.5	34.6	54.1	33.3	5.6	0.0	25.6	43.4
		11	39.7	44.9	9.0	59.4	34.8	55.3	32.4	5.2	0.0	25.3	43.4

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(注) 昭和55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い、労働力調査においても、これまで「保安職業、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が56年以降新たに「労務作業」に含まれている。

図表 1 8 求職理由別の完全失業者数の推移

	労働力 人口	完全失 業者数	(万人)				完全失 業率	非自発 的理由	自発的 理由	学卒未 就職	その他 の理由
			非自発 的理由	自発的 理由	学卒未 就職	その他 の理由					
＜男女計＞											
昭和60	5963	156	47	54	7	40	2.6%	0.8%	0.9%	0.1%	0.7%
平成2	6384	134	33	52	6	36	2.1%	0.5%	0.8%	0.1%	0.6%
平成3	6505	136	31	55	5	37	2.1%	0.5%	0.8%	0.1%	0.6%
平成4	6578	142	32	61	6	36	2.2%	0.5%	0.9%	0.1%	0.5%
平成5	6615	166	41	69	7	39	2.5%	0.6%	1.0%	0.1%	0.6%
平成6	6645	192	50	78	9	45	2.9%	0.8%	1.2%	0.1%	0.7%
平成7	6666	210	55	83	11	50	3.2%	0.8%	1.2%	0.2%	0.8%
平成8	6711	225	59	87	13	55	3.4%	0.9%	1.3%	0.2%	0.8%
平成9	6787	230	54	95	12	59	3.4%	0.8%	1.4%	0.2%	0.9%
平成10	6793	279	85	101	15	68	4.1%	1.3%	1.5%	0.2%	1.0%
平成11	6779	317	102	109	17	77	4.7%	1.5%	1.6%	0.3%	1.1%
＜女性＞											
昭和60	2367	63	13	27	3	18	2.7%	0.5%	1.1%	0.1%	0.8%
平成2	2593	57	10	27	2	14	2.2%	0.4%	1.0%	0.1%	0.5%
平成3	2651	59	10	28	2	15	2.2%	0.4%	1.1%	0.1%	0.6%
平成4	2679	60	10	30	2	15	2.2%	0.4%	1.1%	0.1%	0.6%
平成5	2681	71	12	35	3	17	2.6%	0.4%	1.3%	0.1%	0.6%
平成6	2694	80	15	38	4	18	3.0%	0.6%	1.4%	0.1%	0.7%
平成7	2701	87	16	41	5	20	3.2%	0.6%	1.5%	0.2%	0.7%
平成8	2719	91	17	42	6	23	3.3%	0.6%	1.5%	0.2%	0.8%
平成9	2760	95	15	46	5	24	3.4%	0.5%	1.7%	0.2%	0.9%
平成10	2767	111	25	48	6	27	4.0%	0.9%	1.7%	0.2%	1.0%
平成11	2755	123	30	52	6	30	4.5%	1.1%	1.9%	0.2%	1.1%
＜男性＞											
昭和60	3596	93	35	26	4	23	2.6%	1.0%	0.7%	0.1%	0.6%
平成2	3791	77	22	25	3	22	2.0%	0.6%	0.7%	0.1%	0.6%
平成3	3854	78	21	26	3	22	2.0%	0.5%	0.7%	0.1%	0.6%
平成4	3899	82	23	30	4	21	2.1%	0.6%	0.8%	0.1%	0.5%
平成5	3935	95	29	34	4	22	2.4%	0.7%	0.9%	0.1%	0.6%
平成6	3951	112	35	39	5	27	2.8%	0.9%	1.0%	0.1%	0.7%
平成7	3966	123	38	42	6	30	3.1%	1.0%	1.1%	0.2%	0.8%
平成8	3992	134	43	45	7	32	3.4%	1.1%	1.1%	0.2%	0.8%
平成9	4027	135	39	49	7	35	3.4%	1.0%	1.2%	0.2%	0.9%
平成10	4026	168	60	53	8	41	4.2%	1.5%	1.3%	0.2%	1.0%
平成11	4024	194	72	58	10	47	4.8%	1.8%	1.4%	0.2%	1.2%

資料出所:総務庁「労働力調査」

図表 19 年齢階級別労働力人口・労働力率の推移と見通し

		(万人)			
性・年齢		1990年	1999年	2005年 (推計)	2010年 (推計)
男	計	6,384	6,779	6,856	6,736
	15～19歳	181	136	123	112
	20～24歳	653	652	556	490
	25～29歳	641	818	718	629
	30～34歳	584	668	774	671
	35～39歳	731	629	712	806
	40～44歳	884	663	686	744
	45～49歳	765	812	662	690
	50～54歳	653	803	734	639
	55～59歳	560	674	797	675
	60～64歳	372	431	513	646
	65歳以上	360	493	580	633
女	計	3,791	4,024	4,081	3,992
	15～19歳	94	73	68	63
	20～24歳	327	334	289	256
	25～29歳	396	479	423	369
	30～34歳	384	426	495	429
	35～39歳	448	389	436	493
	40～44歳	518	389	400	433
	45～49歳	439	468	379	394
	50～54歳	385	471	427	370
	55～59歳	348	410	480	403
	60～64歳	234	274	327	403
	65歳以上	217	311	358	380
計	計	2,593	2,755	2,775	2,744
	15～19歳	87	63	55	49
	20～24歳	326	317	268	234
	25～29歳	245	338	295	260
	30～34歳	200	242	280	243
	35～39歳	283	240	276	313
	40～44歳	366	274	286	311
	45～49歳	327	344	283	296
	50～54歳	268	332	308	270
	55～59歳	212	264	317	272
	60～64歳	138	157	186	243
	65歳以上	143	183	222	252

(資料出所) 1. 1990年、1999年は、総務庁統計局「労働力調査」による。
2. 2005年、2010年は、雇用政策研究会の推計による。

		(%)				
性・年齢		年	1990年	1999年	2005年 (推計)	2010年 (推計)
男	計		63.3	62.9	62.6	61.6
	15～19歳		18.0	17.7	18.7	18.8
	20～24歳		73.4	72.7	74.6	75.1
	25～29歳		79.0	83.0	84.1	84.4
	30～34歳		74.8	77.3	78.2	78.7
	35～39歳		80.2	79.8	81.1	81.6
	40～44歳		83.6	83.8	84.9	85.2
	45～49歳		84.3	84.7	85.8	86.2
	50～54歳		80.7	82.4	83.6	84.1
	55～59歳		72.7	76.3	78.0	78.6
	60～64歳		55.5	56.3	60.9	65.2
	65歳以上		24.3	23.4	23.2	22.5
	女	計		77.2	76.9	76.9
15～19歳			18.3	18.5	20.3	20.6
20～24歳			71.7	72.8	75.6	76.4
25～29歳			96.1	95.6	96.6	96.6
30～34歳			97.5	97.5	98.0	98.0
35～39歳			97.8	97.7	98.1	98.1
40～44歳			97.6	97.7	98.1	98.1
45～49歳			97.3	97.5	97.9	97.9
50～54歳			96.3	97.1	97.4	97.4
55～59歳			92.1	94.7	94.8	94.8
60～64歳			72.9	74.1	80.1	83.4
65歳以上			36.5	35.5	34.0	31.9
計		計		50.1	49.6	49.2
	15～19歳		17.8	16.8	17.1	17.0
	20～24歳		75.1	72.4	73.7	73.6
	25～29歳		61.4	69.7	70.9	71.6
	30～34歳		51.7	56.7	57.6	58.4
	35～39歳		62.6	61.5	63.7	64.5
	40～44歳		69.6	69.5	71.4	72.1
	45～49歳		71.7	71.8	73.7	74.4
	50～54歳		65.5	67.9	69.8	70.8
	55～59歳		53.9	58.7	61.4	62.6
	60～64歳		39.5	39.7	42.8	47.9
	65歳以上		16.2	14.9	15.3	15.6

(資料出所) 1. 1990年、1999年は、総務庁統計局「労働力調査」による。
2. 2005年、2010年は、雇用政策研究会の推計による。

図表20 きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び男女間格差
(産業計、企業規模計、学歴計)

		きまって支給する現金給与額			所定内給与額		
		女性	男性	男女間格差 (男性=100.0)	女性	男性	男女間格差 (男性=100.0)
		千円	千円		千円	千円	
昭和	40 年	18.2	35.5	51.3	17.5	31.6	55.4
	45	35.2	68.4	51.5	33.7	60.1	56.1
	50	88.5	150.2	58.9	85.7	139.6	61.4
	55	122.5	221.7	55.3	116.9	198.6	58.9
	60	153.6	274.0	56.1	145.8	244.6	59.6
平成	2	186.1	326.2	57.1	175.0	290.5	60.2
	7	217.5	361.3	60.2	206.2	330.0	62.5
	8	221.3	366.1	60.4	209.6	334.0	62.8
	9	225.3	371.8	60.6	212.7	337.0	63.1
	10	226.8	367.9	61.6	214.9	336.4	63.9
	11	230.7	367.2	62.8	217.5	336.7	64.6

資料出所:労働省「賃金構造基本統計調査」

図表 2 1 男女の賃金格差の要因

		男女間格差		男女間格差の縮小の程度
		原数値	調整済み	
労働時間	昭和61年	59.7	59.7	0
	平成3年	60.7	61.1	0.4
	平成7年	62.5	63.2	0.7
	平成10年	64.4	64.7	0.3
年齢	昭和61年	59.7	62.2	2.5
	平成3年	60.7	63.2	2.5
	平成7年	62.5	64.7	2.2
	平成10年	64.4	66.0	1.6
学歴	昭和61年	59.7	62.8	3.1
	平成3年	60.7	63.6	2.9
	平成7年	62.5	65.3	2.8
	平成10年	64.4	66.5	2.1
企業規模	昭和61年	59.7	60.7	1
	平成3年	60.7	61.6	0.9
	平成7年	62.5	63.1	0.6
	平成10年	64.4	64.6	0.2
産業	昭和61年	59.1	56.5	-2.6
	平成3年	60.2	57.9	-2.3
	平成7年	61.8	59.6	-2.2
	平成10年	63.0	60.9	-2.1
勤続年数	昭和61年	59.7	68.0	8.3
	平成3年	60.7	68.4	7.7
	平成7年	62.5	69.3	6.8
	平成10年	64.4	70.2	5.8
職階	昭和61年	62.1	73.0	10.9
	平成3年	62.5	73.2	10.7
	平成7年	63.7	74.4	10.7
	平成10年	64.9	75.6	10.7

- 注：(1) 労働省「賃金構造基本統計調査」結果を用いて算出。
(2) 労働時間については、時間当たり賃金により格差を再計算した。その他の項目については、それぞれの項目について、女性の労働者構成が男性と同じと仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性との比較を行った場合、格差がどの程度縮小するかをみたもの。なお、原則として規模10人以上の民間企業の全労働者（パートタイム労働者は含まれていない）について計算したが、産業による調整については、電気・ガス・熱供給・水道業及び運輸・通信業を含んでおらず、また、職階による調整については、規模100人以上の企業の部長、課長、係長、非職階のいずれかに属する労働者（規模100人以上の企業の全労働者の約90%）について計算した。このため、産業及び職階による調査結果については、他の要因による調整結果と比較する際に注意する必要がある。

図表 2 2 各国における男女賃金格差（非農業部門）

年	韓国	ベルギー	デンマーク	フランス	ドイツ	オランダ	イギリス	オーストラリア
1980	44.4	-	84.5	79.2	72.4	78.2	69.7	86.0
1981	44.8	-	84.5	80.4	72.5	77.4	69.5	84.4
1982	45.1	-	83.9	80.1	72.7	76.9	69.1	82.9
1983	46.7	-	84.4	81.5	72.2	76.7	69.6	83.5
1984	47.6	-	84.4	80.7	72.3	76.3	69.5	85.8
1985	47.8	62.0	83.8	81.4	72.8	76.2	69.5	87.2
1986	48.9	62.4	82.3	82.2	73.1	76.4	69.1	86.6
1987	50.1	63.3	81.7	81.8	73.4	76.3	69.7	87.0
1988	51.4	64.1	82.1	81.2	73.6	76.8	69.4	87.9
1989	52.7	64.2	82.7	80.7	73.5	77.2	70.0	88.1
1990	53.5	63.8	82.6	80.8	73.2	77.5	70.6	90.8
1991	54.5	64.2	83.3	80.3	73.6	78.0	70.0	90.9
1992	55.9	64.7	-	80.4	73.9	78.0	70.7	90.9
1993	56.7	65.5	-	80.8	74.2	78.9	71.2	89.9
1994	58.4	75.2	-	-	-	79.0	79.0	84.8
1995	59.6	-	-	-	-	79.3	79.3	90.0
1996	60.9	-	-	-	-	76.3	79.4	-
1997	62.1	-	-	-	-	-	80.2	-

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1998」

（注） 韓 国：1ヶ月当たり賃金。家族手当、現物支給を含む。1993年から調査方法が変更されたため、厳密な比較は出来ない。

ベルギー：1ヶ月当たり賃金。毎年10月。電気・ガス・水道業、卸・小売・レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

デンマーク：1時間当たり賃金。成人のみ。製造業、建設業、及び電気・ガス・水道業、卸・小売・レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業の一部

フランス：1時間当たり賃金。鉱業・採石業、電気・ガス・水道業、公務及び家事サービス業を除く。1988年から調査方法が変更されたため、厳密な比較は出来ない。

西ドイツ：1時間当たり賃金。家族手当を含む。卸・小売・レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オランダ：1時間当たり賃金。毎年10月

イギリス：1時間当たり賃金。成人、フルタイム労働者。農・林・漁業を含む。

オーストラリア：1時間当たり賃金。毎年5月。成人、フルタイム労働者（管理職を除く）。（1989年までは、毎年11月、現物支給を含む。）

図表23 年間実労働時間の推移

(時間)

年	総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
昭和 45 年	2,239	2,312	2,089	2,039	2,054	2,005	200	258	84
50	2,064	2,110	1,956	1,937	1,954	1,898	127	156	58
55	2,108	2,174	1,969	1,946	1,969	1,897	162	205	72
60	2,110	2,189	1,950	1,932	1,963	1,870	178	226	80
平成 2	2,052	2,153	1,864	1,866	1,914	1,777	186	239	87
3	2,016	2,114	1,836	1,841	1,888	1,754	175	226	82
4	1,972	2,066	1,802	1,823	1,873	1,734	149	193	68
5	1,913	2,011	1,738	1,780	1,838	1,674	133	173	64
6	1,904	2,003	1,730	1,772	1,832	1,667	132	171	63
7	1,909	2,012	1,726	1,772	1,835	1,661	137	177	65
8	1,919	2,017	1,738	1,774	1,830	1,669	145	187	69
9	1,900	2,002	1,715	1,750	1,808	1,644	150	194	71
10	1,879	1,982	1,692	1,742	1,806	1,628	137	176	64
11	1,840	1,980	1,631	1,726	1,828	1,574	114	152	56

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 事業所規模30人以上。

総実労働時間、所定内労働時間の年換算値については、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したものである。所定外労働時間については、総実労働時間の年換算値から所定内労働時間の年換算値を引いて算出している。

図表24 産業別、改正男女雇用機会均等法の施行に伴う雇用管理制度の見直し実施企業の割合

(所、%)

	合計	見直した、実施した						従来から実施している						不明
		建設業	製造業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	サービス業	建設業	製造業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	サービス業	
産業別総数（＝(100.0)とする）	2982													
女性又は男性のみの募集・採用方針を見直し、男女不問にした	100.0	47.7						47.3						5.1
コース別雇用管理制度を見直し、各コースに男女とも採用するようにした	100.0	12.2						30.3						57.4
女性又は男性のみ配置の職種を見直し、男女とも配置するようにした	100.0	17.3						48.8						34.0
女性がいけない又は少ない管理職へ女性を登用したあるいは登用することとした	100.0	13.0						34.7						52.3
研修のカリキュラムの対象を見直し、男女共通の研修とした	100.0	11.5						65.7						22.9
福利厚生制度（社宅・寮の貸与、制服の支給、結婚退職上積金等）を見直し、男女とも対象とすることとした	100.0	9.3						64.4						26.4
セクシュアルハラスメント防止対策のための相談体制の整備、従業員研修等を実施した	100.0	61.7						10.8						27.5
妊娠中及び出産後の女性の母性健康管理のための相談体制の整備、規定の見直し、社内での周知活動等を行った	100.0	43.6						27.3						29.1
時間外・休日労働、深夜業について男女別にしていた労働協約、就業規則、36協定を見直した	100.0	81.6												18.4
深夜業に女性を配置するようにした	100.0	23.8						6.6						69.6
新たに深夜業へ女性を配置するため仮眠室やトイレ等の設備等を見直し、整備した	100.0	13.5												86.5
女性の結婚・妊娠・出産退職を少なくするよう、仕事と家庭の両立のための制度を見直した	100.0	19.6						31.9						48.6
性別により評価することがないよう人事考課制度を見直し、基準を明確化した	100.0	11.6						60.7						27.7
女性の活用を図るための具体的な取組計画を作成した	100.0	9.4						15.0						75.6

() は、産業別総数に対する割合

資料出所：(財) 21世紀職業財団「大卒者の採用状況及び総合職女性の就業実態調査」(平成12年)

図表 2 5

都道府県労働局雇用均等室における男女雇用機会均等法の相談件数

(件)

事 項	件 数		
	1 1 年度	1 0 年度	9 年度
法第 5 条関係 (募 集 ・ 採 用) (注 2)	10,236 (1,621)注 1	13,883	10,874
法第 6 条関係 (配置・昇進・教育訓練)	2,556	4,832	2,765
法第 7 条関係 (福 利 厚 生)	1,143	1,769	896
法第 8 条関係 (定 年 ・ 退 職 ・ 解 雇)	1,586	2,666	1,775
法第 2 0 条関係 (ホ・シ・ティフ・アクション)	1,090		
法第 2 1 条関係 (セクシュアルハラスメント防止対策)	9,451		
法第 2 2・2 3 条関係 (母 性 健 康 管 理)	3,723		
そ の 他 (注 3)	7,520	14,196	6,575
計	37,305	37,346	22,885
女性労働者等	18,767	13,678	12,192
事 業 主	18,538	23,668	10,693

(注 1) () は、女子学生や大学の就職担当者等からの相談件数の内数を計上している。

(注 2) 平成 1 0 年度以前は、新条文に読み替えて計上している。

(注 3) 「その他」には、賃金・労働時間・深夜業の男女均等取扱い等に関する相談が含まれている。

(参考) 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談件数

年 度	件 数 (件)
平成 6 年度	8 5 0
平成 7 年度	9 6 8
平成 8 年度	1, 6 1 5
平成 9 年度	2, 5 3 4
平成 1 0 年度	7, 0 1 9
平成 1 1 年度	9, 4 5 1
内 女性労働者等	4, 8 8 2
訳 事 業 主	4, 5 6 9

図表 2 6 規模別セクシュアルハラスメント防止対策の取組状況

(単位：%)

	計	方針の明確化 と周知啓発を している	相談・苦情受 付窓口を設置 した	事後の対応を 決めている	3項目とも 実施済みで ある	3項目とも 実施してい ない
計	100.0 (5,218)	49.0	34.3	36.8	29.4	29.7
1000人以上	100.0 (795)	88.8	77.2	76.0	70.9	5.4
300-999人	100.0 (773)	68.8	52.8	51.5	45.4	12.4
100-299人	100.0 (1,299)	48.7	34.0	35.6	28.1	26.3
30-99人	100.0 (1,221)	36.4	18.8	26.0	14.7	36.7
30人未満	100.0 (1,130)	21.7	8.7	12.1	6.8	54.8

(財) 21世紀職業財団

「セクシュアルハラスメントの防止の取組についてのアンケート」結果

図表２７ 妊娠・出産による退職者の割合

産業・規模		昭和 46年度	51年度	53年度	56年度	60年度	63年度	平成 3年度	6年度	9年度
産業計	5人以上									15.3
	30人以上	46.9	38.7	36.7	21.7	30.5	31.4	31.2	31.6	19.0
建設業		48.9	45.4	59.2	18.4	54.5	51.3	72.8	56.6	4.4
製造業		53.0	44.7	40.6	31.5	37.9	35.9	37.7	39.4	16.5
運輸・通信業		20.3	19.5	16.9	10.0	23.3	30.9	39.7	27.3	16.1
卸売業、小売業、飲食店		64.4	56.2	57.8	39.9	54.1	51.5	39.8	54.2	14.4
金融・保険業		39.6	44.1	41.7	28.6	35.1	40.5	35.5	23.1	14.8
サービス業		25.5	20.3	18.5	9.4	14.4	18.7	19.4	20.9	16.6
500人以上		46.7	43.2	40.9	33.9	38.8	36.5	34.1	31.3	24.0
100～499人		44.6	36.5	33.5	23.1	32.1	31.2	19.3	33.9	22.2
30～99人		50.3	39.4	39.8	14.3	25.9	29.6	29.4	30.0	11.8
5～29人										9.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（昭和46年度～昭和60年度）

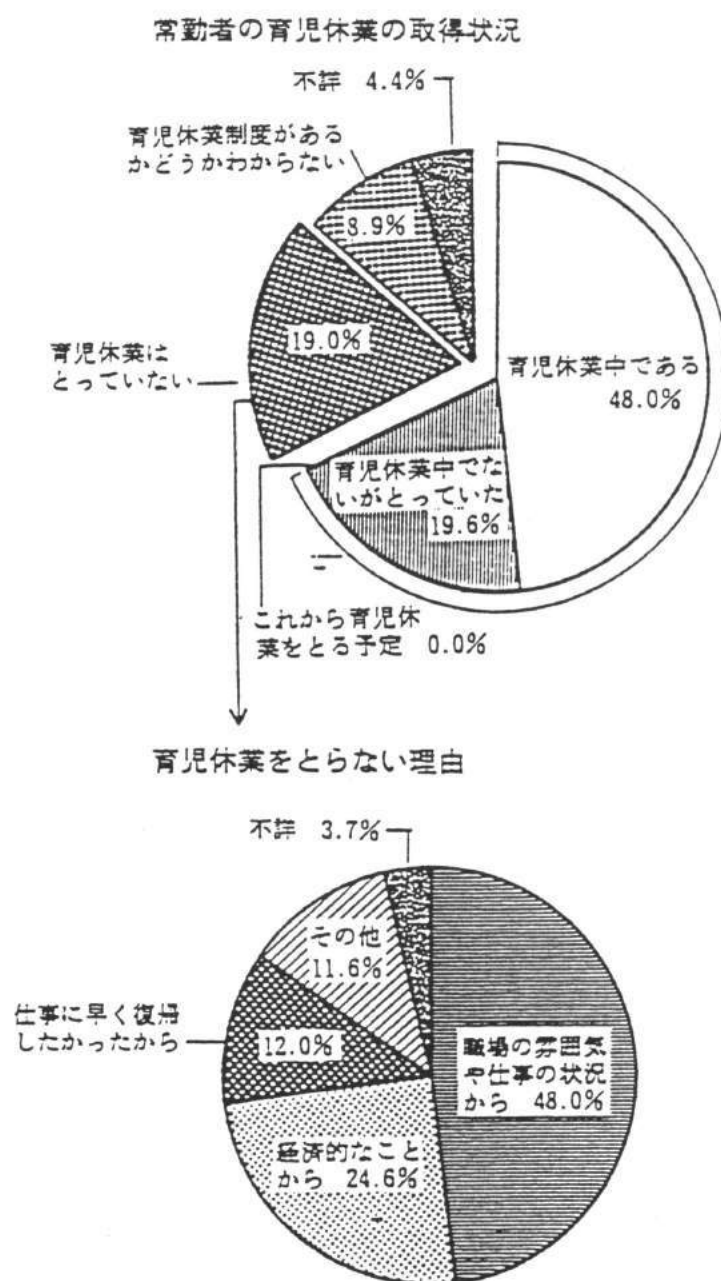
労働省「女性雇用管理基本調査—母性保護等実施状況調査—」（昭和63年度～平成9年度）

（注）１ 産業別は主要産業を掲げた。ただし、産業計には全産業が含まれている。

２ 昭和56年度～平成9年度の調査事業所にはサービス業に教育を含む。

図表28 育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取得しなかった理由は、「職場の雰囲気や仕事の状況から」が約5割である。



(資料出所) 平成8年度「人口動態社会経済面調査報告 働く女性の出産」(厚生省)

図表 2 9 企業規模、産業別パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び
1月当たり実労働日数の推移 (産業、企業規模別)

区分			平成 3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
1 日 当 た り 所 定 内 実 労 働 時 間 (時間)	女性	企業規模計	5.9	5.8	5.7	5.7	5.7	5.6	5.7	5.5	5.5
		1000人以上	5.7	5.7	5.5	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
		100～999人	6.0	5.8	5.8	5.8	5.8	5.7	5.8	5.6	5.7
		10～99人	5.9	5.8	5.7	5.7	5.7	5.7	5.8	5.6	5.6
		製造業	6.3	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.1	6.2
		卸売・小売業、飲食店	5.6	5.6	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.3	5.3
		サービス業	5.5	5.4	5.4	5.4	5.4	5.5	5.5	5.4	5.4
	男性	企業規模計	6.0	5.9	5.9	5.9	6.0	5.9	5.9	5.8	5.9
1 月 当 た り 所 定 内 実 労 働 日 数 (日)	女性	企業規模計	21.2	20.9	19.9	20.3	20.2	20.0	19.8	19.4	19.4
		1000人以上	20.4	20.1	19.1	19.9	19.6	19.4	19.1	18.9	18.7
		100～999人	21.4	20.9	20.1	20.8	20.6	20.3	20.2	19.8	19.9
		10～99人	21.4	21.2	20.1	20.5	20.4	20.1	20.0	19.5	19.7
		製造業	21.2	20.9	20.1	20.6	20.5	20.6	20.4	20.1	20.2
		卸売・小売業、飲食店	21.3	21.0	19.7	20.0	20.1	19.8	19.6	19.2	19.3
		サービス業	21.2	21.0	20.0	20.5	20.3	19.9	19.8	19.4	19.0
	男性	企業規模計	18.9	18.8	17.7	18.1	18.2	17.4	17.5	17.0	17.3

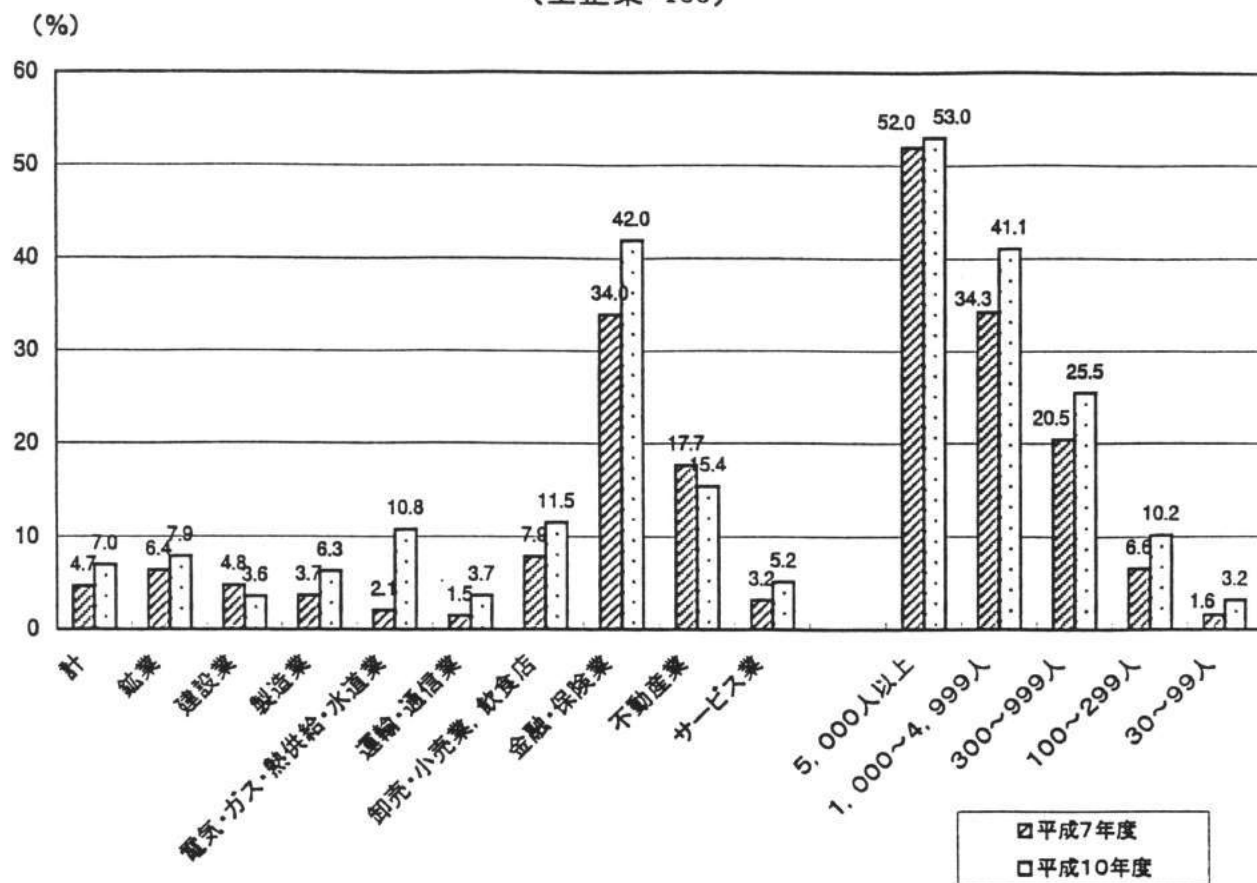
資料出所:労働省「賃金構造基本統計調査」

図表３０ 性別一般労働者とパートタイム労働者の１時間当たり所定内給与額の推移
(産業計)

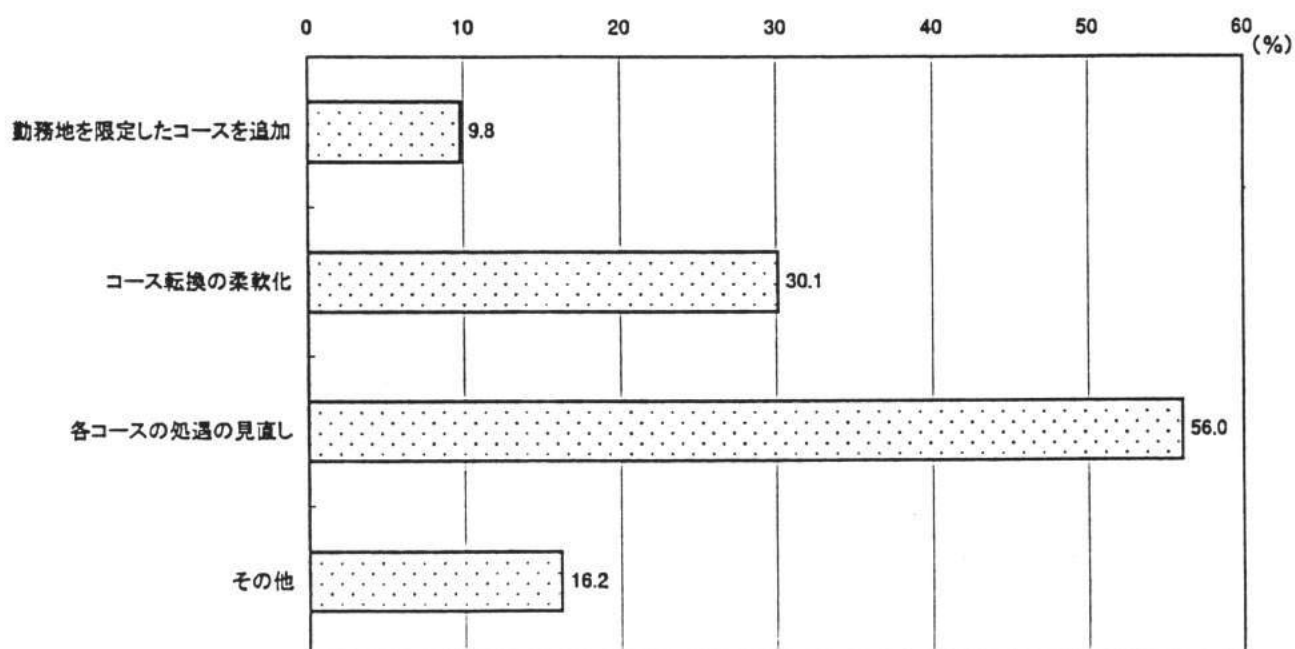
年	女 性			男 性		
	一般労働者	パートタイム 労働者	格 差 (一般=100)	一般労働者	パートタイム 労働者	格 差 (一般=100)
平成元年	934円	662円	70.9	1542円	855円	55.4円
2	989	712	72.0	1632	944	57.8
3	1072	770	71.8	1756	1023	58.3
4	1127	809	71.8	1812	1053	58.1
5	1187	832	70.1	1904	1046	54.9
6	1201	848	70.6	1915	1037	54.2
7	1213	854	70.4	1919	1061	55.3
8	1255	870	69.3	1976	1071	54.2
9	1281	871	68.0	2006	1037	51.7
10	1295	886	68.4	2002	1040	51.9
11	1318	887	67.3	2016	1025	50.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（各年６月）

図表 3 1 産業、規模別コース別雇用管理制度導入企業割合
(全企業=100)

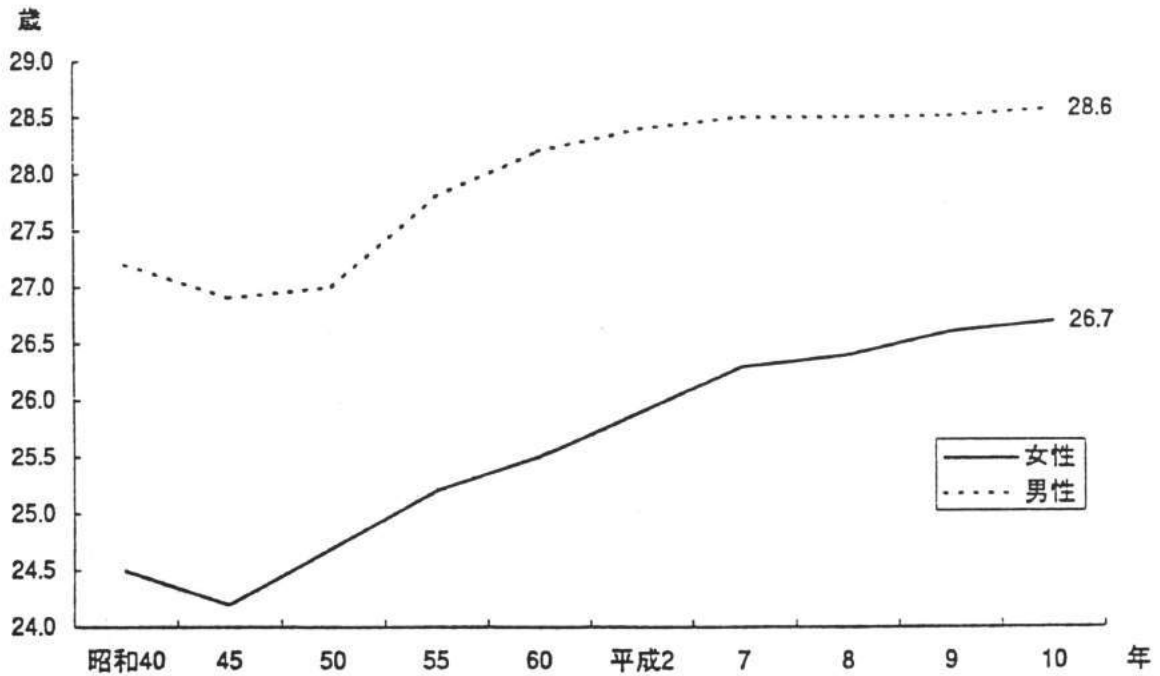


図表 3 2 コースの見直し内容別企業割合 (M.A.)
(過去3年間にコース別雇用管理制度を見直した企業=100)



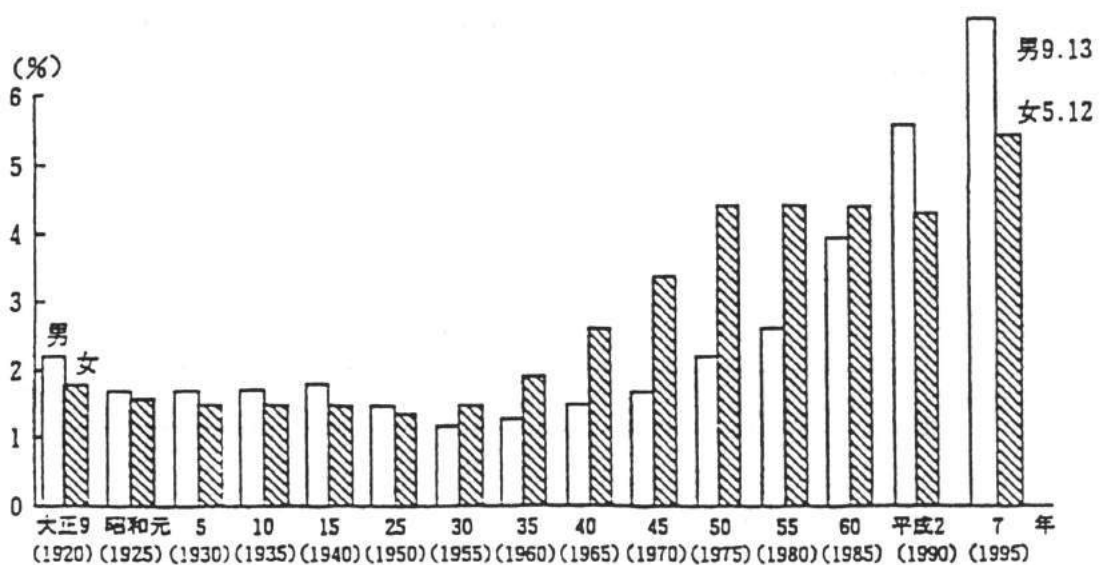
資料出所：労働省女性局「女性雇用管理基本調査」(平成10年度)

図表 3 3 平均初婚年齢の推移



資料出所：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

図表 3 4 生涯未婚率の推移

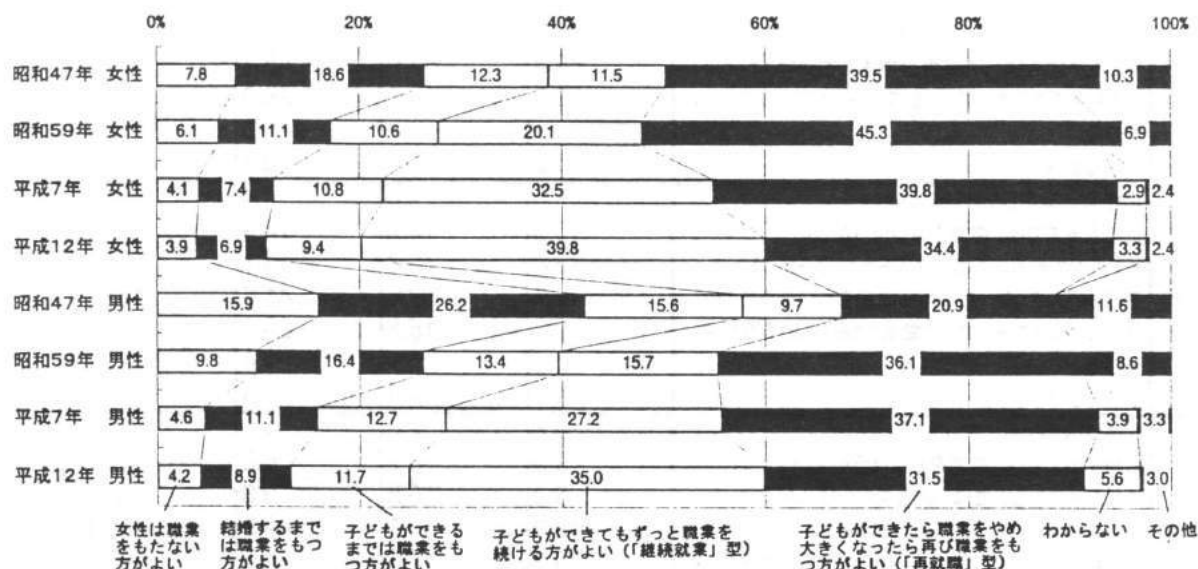


(注) 生涯未婚率は各年次の50歳時の未婚率(45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値)

資料出所：総務庁「国勢調査」

図表 3 5 就業意識の推移

男女別違いの推移



(注) 昭和47年は18歳以上、昭和59年、平成7年及び平成12年は20歳以上のものを対象として調査している。
資料出所：総理府「婦人に関する意識調査」(昭和47年10月)、「婦人に関する世論調査」(昭和59年5月)、「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年7月)「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成12年2月)

男女別年齢別の違い

				該当者数	女性が職業をもたない方がよい	結婚するまでは職業をもつ方がよい	子どもができては職業を続ける方がよい	子どもができれば職業をやめ大きくなったら再び職業をもつ方がよい	子どもが子どもがよい職業を続ける	その他	わからない
平成11年7月調査				3,524	4.1	12.5	12.9	42.7	23.4	1.5	2.9
平成7年調査				3,459	4.3	9.0	11.7	38.7	30.2	2.8	3.4
今回調査				3,378	4.1	7.8	10.4	37.6	33.1	2.7	4.3
女性											
〔女性〕				1,868	3.9	6.9	9.4	39.8	34.4	2.4	3.3
〔女性・年齢〕				1,510	4.2	8.9	11.7	35.0	31.5	3.0	5.6
20～29歳				208	—	6.3	11.5	46.2	30.3	2.9	2.9
30～39歳				327	2.1	5.2	5.8	43.4	36.1	3.1	4.3
40～49歳				331	2.4	4.8	6.6	38.1	40.2	3.0	4.8
50～59歳				438	4.8	4.6	9.6	41.3	35.8	2.1	1.8
60～69歳				319	6.0	9.4	9.1	37.3	35.1	0.9	2.2
70歳以上				245	7.3	13.5	15.9	32.2	24.5	2.4	4.1
男性											
〔男性〕				198	2.5	7.6	16.7	37.4	26.8	2.0	7.1
〔男性・年齢〕				219	2.7	5.9	11.4	36.1	37.0	5.0	1.8
20～29歳				245	2.4	5.7	9.0	40.8	35.5	2.0	4.5
30～39歳				328	4.0	8.5	9.1	31.4	36.0	4.3	6.7
40～49歳				324	6.8	11.1	12.0	35.8	28.1	1.9	4.3
50～59歳				196	6.1	14.3	14.3	28.6	23.5	3.1	10.2

資料出所：総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成12年2月)

図表 3 6 年齢別就業意識の推移(女性)

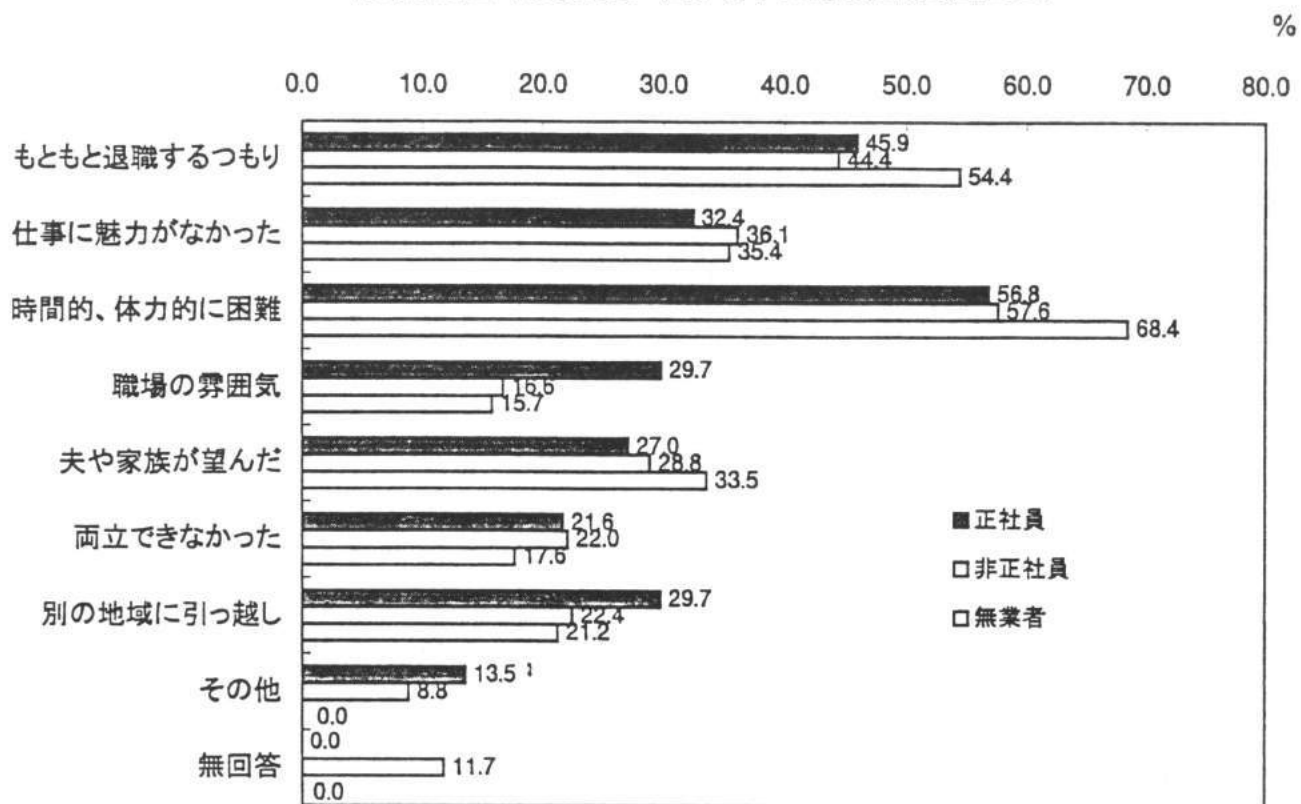
(%)

		昭和59年	昭和62年	平成4年	平成7年	平成12年
年齢計	女性は職業をもたない方がよい	6.1	3.4	2.8	4.1	3.9
	結婚するまでは、職業をもつほうがよい	11.1	10.2	10.8	7.4	6.9
	子どもができるまでは、職業をもつほうがよい	10.6	11.3	11.1	10.8	9.4
	子どもが大きくなったら再び職業をもつほうがよい	45.3	51.9	45.4	39.8	39.8
	子どもができて、ずっと職業を続けている方がよい	20.1	16.1	26.3	32.5	34.4
	その他	-	-	1.3	2.4	2.4
	わからない	6.9	7.0	2.3	2.9	3.3
20～29歳	女性は職業をもたない方がよい	3.6	2.0	1.4	0.4	-
	結婚するまでは、職業をもつほうがよい	10.3	12.2	14.9	7.2	6.3
	子どもができるまでは、職業をもつほうがよい	13.4	12.8	13.1	12.3	11.5
	子どもが大きくなったら再び職業をもつほうがよい	48.7	52.6	41.6	46.4	46.2
	子どもができて、ずっと職業を続けている方がよい	19.8	15.8	25.8	28.9	30.3
	その他	-	-	1.4	2.1	2.9
	わからない	4.1	4.6	1.8	2.6	2.9
30～39歳	女性は職業をもたない方がよい	5.6	2.5	1.0	1.3	2.1
	結婚するまでは、職業をもつほうがよい	9.9	8.7	6.2	3.4	5.2
	子どもができるまでは、職業をもつほうがよい	8.8	10.5	9.8	8.2	5.8
	子どもが大きくなったら再び職業をもつほうがよい	49.9	55.9	49.9	41.8	43.4
	子どもができて、ずっと職業を続けている方がよい	20.8	17.6	30.5	40.5	36.1
	その他	-	-	0.8	2.6	3.1
	わからない	5.0	4.7	1.8	2.3	4.3
40～49歳	女性は職業をもたない方がよい	5.0	4.4	3.7	3.6	2.4
	結婚するまでは、職業をもつほうがよい	10.1	8.8	8.0	5.8	4.8
	子どもができるまでは、職業をもつほうがよい	9.7	10.0	7.8	8.7	6.6
	子どもが大きくなったら再び職業をもつほうがよい	48.5	55.2	47.6	36.3	38.1
	子どもができて、ずっと職業を続けている方がよい	20.9	15.4	30.4	39.9	40.2
	その他	-	-	1.5	2.9	3.0
	わからない	5.7	6.2	1.1	2.9	4.8
50～59歳	女性は職業をもたない方がよい	6.7	2.9	2.9	5.1	4.8
	結婚するまでは、職業をもつほうがよい	12.9	9.2	13.8	9.3	4.6
	子どもができるまでは、職業をもつほうがよい	12.2	11.8	11.8	10.1	9.6
	子どもが大きくなったら再び職業をもつほうがよい	41.1	48.9	42.5	42.4	41.3
	子どもができて、ずっと職業を続けている方がよい	20.6	18.8	25.8	28.5	35.8
	その他	-	-	1.0	2.3	2.1
	わからない	6.5	8.4	2.2	2.3	1.8
60歳以上	女性は職業をもたない方がよい	10.1	5.3	4.1	7.5	6.5
	結婚するまでは、職業をもつほうがよい	13.3	14.0	12.6	10.7	12.3
	子どもができるまでは、職業をもつほうがよい	10.8	12.4	13.8	14.6	12.9
	子どもが大きくなったら再び職業をもつほうがよい	33.5	44.5	43.9	36.4	33.1
	子どもができて、ずっと職業を続けている方がよい	17.3	12.2	19.7	24.5	26.4
	その他	-	-	1.8	2.2	2.4
	わからない	15.0	11.7	4.1	4.2	6.5

(注)平成12年については「60～69歳」と「70歳以上」に分かれているため、それらの数字を基に「60歳以上」として算出した。

資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)
 総理府「女性に関する世論調査」(昭和62年)
 総理府「男女平等に関する世論調査」(平成4年)
 総理府「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年)
 総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成12年)

図表 3 7 結婚、出産・育児を機に仕事をやめた理由(回答三つ)



資料出所: 日本労働研究機構「女性と仕事に関するアンケート」(平成8年)

図表 38 妻と夫の生活時間（共働き・専業主婦別）～夫婦と子供の世帯～

（時間、分）

	共 働 き 世 帯				夫が有業で妻が無業の世帯			
	平成 3 年		平成 8 年		平成 3 年		平成 8 年	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
1 次 活 動	10.04	9.50	10.09	9.58	10.07	10.06	10.08	10.14
睡 眠	7.39	7.04	7.39	7.05	7.38	7.14	7.36	7.15
身の回りの用事	0.51	1.08	0.54	1.13	0.54	1.06	0.56	1.12
食 事	1.34	1.37	1.36	1.39	1.34	1.46	1.36	1.47
2 次 活 動	8.46	9.52	8.34	9.28	8.39	7.46	8.39	7.34
通 勤 ・ 通 学	0.51	0.26	0.48	0.25	1.00	0.00	1.00	0.00
仕 事	7.36	4.48	7.26	4.30	7.14	0.03	7.12	0.03
家事関連時間	0.19	4.39	0.20	4.33	0.25	7.42	0.27	7.30
3 次 活 動	5.11	4.18	5.17	4.34	5.15	6.09	5.13	6.12
在宅型余暇活動	3.19	2.52	3.20	2.55	3.16	3.46	3.13	3.44
積極的余暇活動	0.53	0.36	0.52	0.33	0.55	1.00	0.51	0.53
交際・付き合い	0.27	0.19	0.23	0.19	0.29	0.30	0.23	0.29

資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成 8 年）

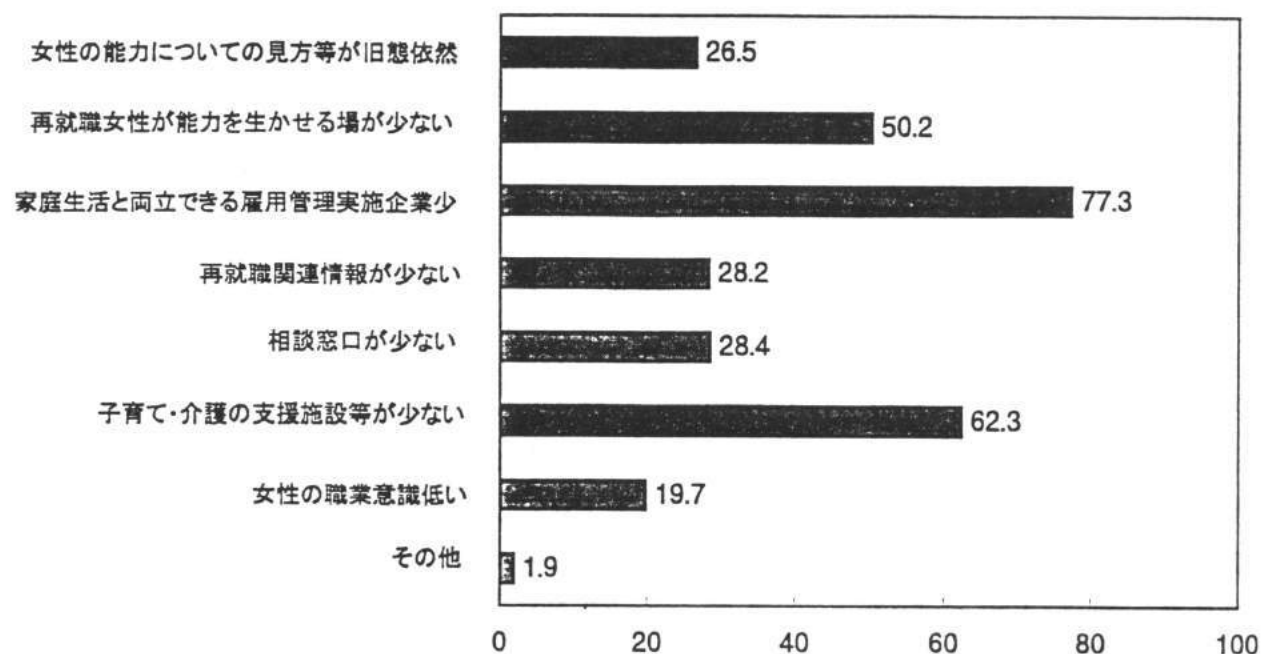
図表 3 9 有業の妻と夫の生活時間（週間就業時間・週休制度別）～夫婦と子供の世帯～

（時間，分）

	週間就業時間			週休制度		
	～35時間	35～48時間	48時間～	週休2日	隔週週休2日	週休1日
<妻>						
1 次活動	9.59	9.58	9.51	9.57	9.51	10.00
睡眠	7.06	7.07	7.02	7.06	7.07	7.03
身の回りの用事	1.12	1.13	1.16	1.13	1.09	1.19
食事	1.40	1.38	1.33	1.38	1.34	1.38
2 次活動	8.53	9.59	10.47	9.22	10.08	10.00
通勤・通学	0.23	0.32	0.25	0.32	0.31	0.25
仕事	3.18	5.33	7.02	4.19	5.35	5.34
家事関連時間	4.71	3.55	2.79	3.90	3.62	3.62
3 次活動	5.09	4.03	3.23	4.41	4.01	4.01
在宅型余暇活動	3.14	2.00	1.72	2.57	2.02	2.04
積極的余暇活動	0.38	0.27	0.23	0.33	0.27	0.23
交際・付き合い	0.21	0.16	0.12	0.20	0.13	0.15
<夫>						
1 次活動	10.37	10.18	9.55	10.04	10.04	10.15
睡眠	7.53	7.42	7.30	7.32	7.37	7.44
身の回りの用事	0.57	0.58	0.52	0.57	0.54	0.52
食事	1.47	1.38	1.33	1.34	1.33	1.38
2 次活動	6.50	8.00	9.29	8.22	8.50	9.01
通勤・通学	0.42	0.58	0.52	1.05	0.51	0.45
仕事	5.42	6.37	8.15	6.50	7.36	8.00
家事関連時間	0.26	0.25	0.22	0.28	0.24	0.16
3 次活動	6.34	5.43	4.36	5.34	4.45	4.45
在宅型余暇活動	3.71	3.31	2.13	3.15	3.15	2.73
積極的余暇活動	0.77	0.60	0.42	0.64	0.48	0.38
交際・付き合い	0.19	0.24	0.22	0.25	0.21	0.19

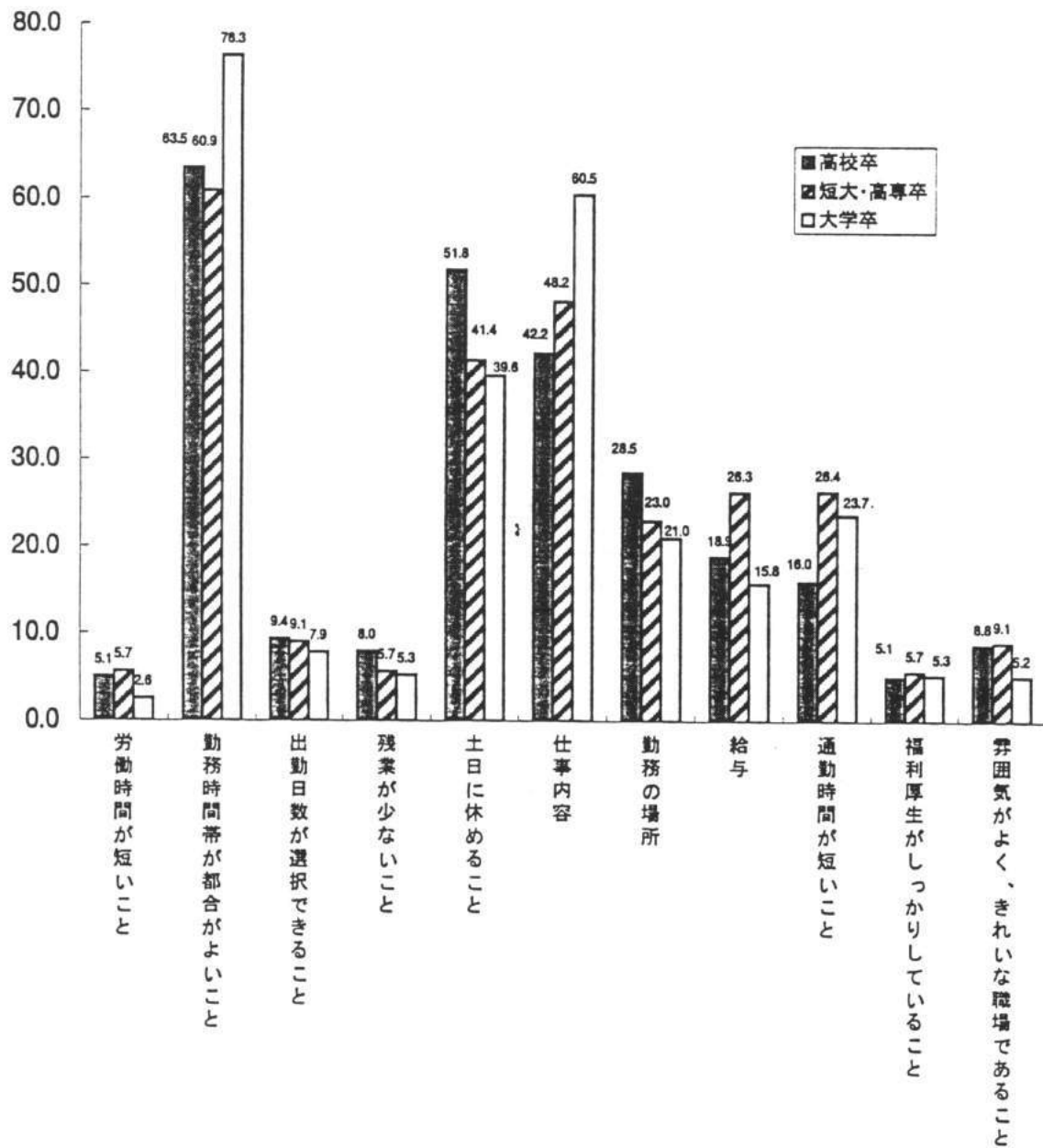
資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成8年）

図表 40 女性の再就職に当たっての問題(複数回答)
(問題が「ある」と回答した者について)



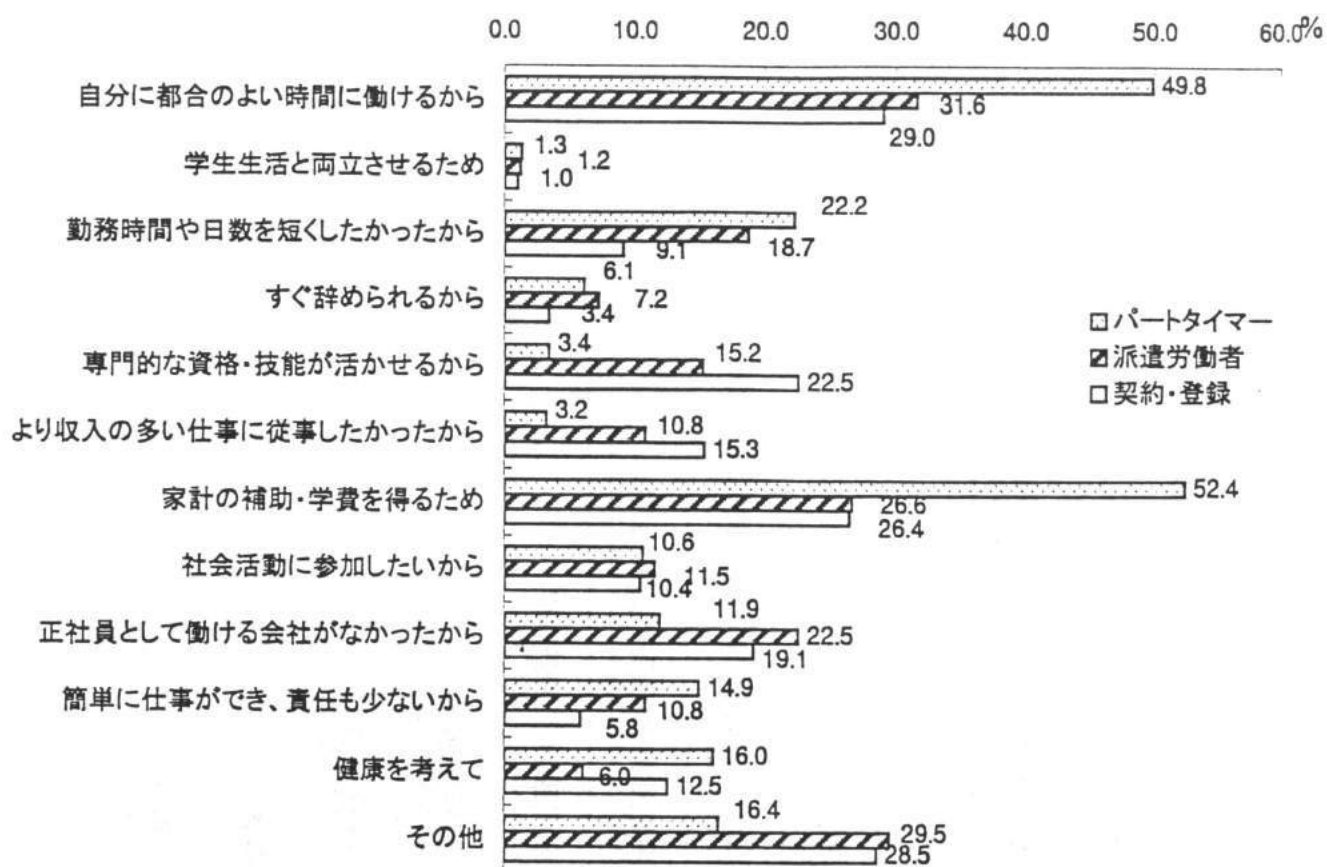
資料出所:ニッセイ基礎研究所「キャリア志向の女性の再就職支援対策に関する調査」(平成7年)

図表 4 1 学歴別にみた無業の女性就業希望者の仕事で選ぶ際に重視すること
(回答三つまでの複数回答)



資料出所：日本労働研究機構「女性と仕事に関するアンケート」(平成8年)

図表４２ 女性の非正社員の現在の就業形態に就いた理由



資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

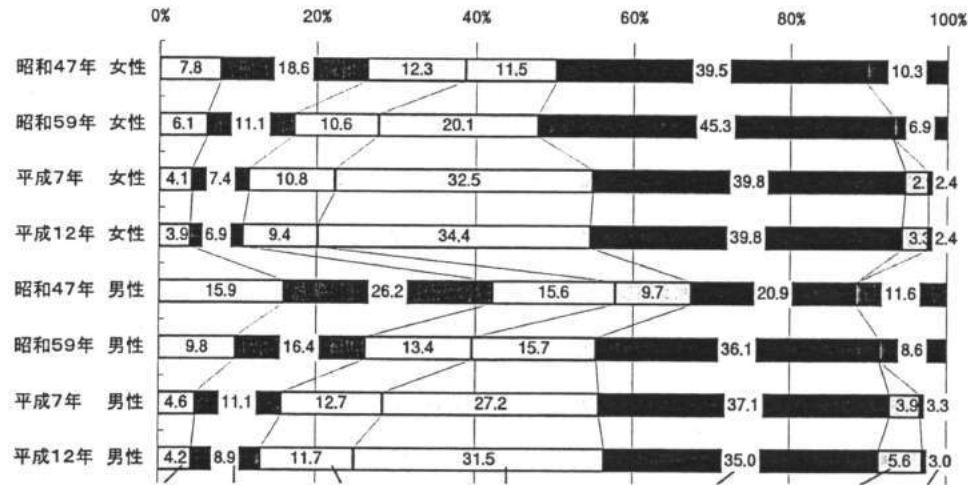
正誤表

① P3 1行目

誤	正
未婚者については、どの年齢層に	未婚者については、 <u>ほぼ</u> どの年齢層に

② 参考資料図表35(P31)については以下の資料と差し替えになります。

男女別違いの推移



③ 参考資料図表39(P35)については以下の資料と差し替えになります。

図表39 有業の妻と夫の生活時間(週間就業時間・週休制度別)～夫婦と子供の世帯～
(時間・分)

	週間就業時間			週休制度		
	35時間未満	35～48時間	49時間以上	週休2日	隔週週休2日	週休1日
<妻>						
1次活動	9.59	9.58	9.51	9.57	9.51	10.00
睡眠	7.06	7.07	7.02	7.06	7.07	7.03
身の回りの用事	1.12	1.13	1.16	1.13	1.09	1.19
食事	1.40	1.38	1.33	1.38	1.34	1.38
2次活動	8.53	9.59	10.47	9.22	10.08	10.00
通勤・通学	0.23	0.32	0.25	0.32	0.31	0.25
仕事	3.18	5.33	7.02	4.19	5.35	5.34
家事関連時間	5.11	3.55	3.19	4.30	4.02	4.02
3次活動	5.09	4.03	3.23	4.41	4.01	4.01
在宅型余暇活動	3.14	2.40	2.12	2.57	2.42	2.44
積極的余暇活動	0.38	0.27	0.23	0.33	0.27	0.23
交際・付き合い	0.21	0.16	0.12	0.20	0.13	0.15
<夫>						
1次活動	10.37	10.18	9.55	10.04	10.04	10.15
睡眠	7.53	7.42	7.30	7.32	7.37	7.44
身の回りの用事	0.57	0.58	0.52	0.57	0.54	0.52
食事	1.47	1.38	1.33	1.34	1.33	1.38
2次活動	6.50	8.00	9.29	8.22	8.50	9.01
通勤・通学	0.42	0.58	0.52	1.05	0.51	0.45
仕事	5.42	6.37	8.15	6.50	7.36	8.00
家事関連時間	0.26	0.25	0.22	0.28	0.24	0.16
3次活動	6.34	5.43	4.36	5.34	4.45	4.45
在宅型余暇活動	4.11	3.31	2.53	3.15	3.15	3.13
積極的余暇活動	1.17	1.00	0.42	1.04	0.48	0.38
交際・付き合い	0.19	0.24	0.22	0.25	0.21	0.19

資料出所:総務庁「社会生活基本調査」(平成8年)

GAa2/1

労働省



女性と仕事の未来館



00471283